

第3節 中小企業庁	480
1. 2013年度の中小企業政策に関する主な動き（総論）	480
1. 1. 概要	480
1. 2. 地域に眠るリソースを最大限に活用・結集・ブランド化する	480
1. 3. 中小企業の新陳代謝を活発にする	480
1. 4. 下請構造から脱却し、自ら積極的に成長分野に参入する	481
1. 5. 海外に打って出る	481
2. 中小企業の動向	482
2. 1. 中小企業の動向	482
2. 2. 中小企業の資金繰り、倒産動向、雇用	487
3. 2013年度において講じた中小企業施策	490
3. 1. 地域に眠るリソースを最大限に活用・結集・ブランド化する	490
3. 2. 中小企業の新陳代謝を活発にする	493
3. 3. 下請構造から脱却し、自ら積極的に成長分野に参入する	497
3. 4. 海外に打って出る	500
3. 5. 東日本大震災への対応・消費税転嫁対策等の重要課題	503
3. 6. 業種別・分野別施策	511
3. 7. 中小企業・小規模事業者施策の効果的な実行に向けて	517

第3節 中小企業庁

1. 2013年度の中小企業政策に関する主な動き（総論）

1. 1. 概要

企業数の99.7%、雇用の約7割を占める中小企業は、我が国経済の活力の源泉である。

我が国経済や社会を支える中小企業の活性化のため、2013年度において講じた施策を紹介する。

1. 2. 地域に眠るリソースを最大限に活用・結集・ブランド化する

(1) 行動計画の内容

中小企業・小規模事業者の成長は、地域の取引や雇用の拡大により、地域経済の活性化につながる。また、地域経済の活性化は、その地域の中小企業・小規模事業者にビジネスのチャンスを生み出し、起業・創業、新事業展開、事業承継などを通じて更なる成長につながっていく。その意味で、地域と中小企業・小規模事業者は不可分かつ循環の関係にある。

地域と中小企業・小規模事業者の発展の好循環を実現するためには、地域に眠るリソース(地域資源)をもう一度見つめ直し、今までの地域資源(例：特産品等)の考え方を広げ、地域の様々な経営資源(例：地域の女性・若者、企業等OB人材、農業、空き店舗等)を活用・連携・結集することで、地域の需要を顕在化させ(例：新商品開発、子育て支援)、新しいビジネスを起こしていくことが重要である。また、そうしたビジネスが生み出す商品やサービスをブランド化していくことで、地域の魅力を国内外に発信していくことが重要である。

商店街は、全国に約13,000存在し、小売業全体の年間販売額の4割を占め、43万事業所、300万人の雇用を支えるなど大きな存在であるとともに、地域コミュニティの担い手として機能している。商店街の活性化は、コミュニティの中核的存在として地域の活性化に貢献し、商店街で活発に新たなビジネスやコミュニティ活動を生む。

労働環境に関する規制や社会保険の負担は、就業形態や企業規模に関係なく一律に適用されるため、地域における新たな雇用を躊躇する恐れがある。したがって、中小企業・小規模事業者の過度な負担とならないよう、現場実態を踏まえた環境整備が必要である。

(2) 国のアクション

創業から経営ノウハウに至る支援をワンストップで行う優れたコーディネーターを配置した「創業よろず支援」を展開した。

支援ポータルサイトを通じた起業家ネットワークの創設・拡充、ビジネスコンテストの実施、創業塾の全国での開催などを行った。

地域資源を活用・結集させた創業を支援する「地域資源活用型創業支援制度」を創設し、あらゆる政策資源を投入し、総合的な支援を行った。

地域ブランドを一層強化するため、地域資源の発掘・磨き込み・発信・市場開拓を一貫して行えるよう支援制度を拡充した。

商店街などにおける商業インキュベーションの機能強化を図るとともに、起業・創業も含めた空き店舗等の有効活用を促す仕組みの整備を行った。

労働力として潜在性を有しながら、必ずしも十分にその能力が発揮されていない障害者や高齢者等の取り込みを促進した。

女性・若者や即戦力となる企業OB、Uターン・Iターン人材と中小企業をマッチングする取り組みを拡充・強化した。

1. 3. 中小企業の新陳代謝を活発にする

(1) 行動計画の内容

地域の起業・創業を推進することは、地域経済の活性化にとっては必要不可欠である。ただし、起業・創業をしたとしても、利益計上までの立ち上がりの時期は最も資金繰りが厳しい。その時期を乗り越えることで、起業家は雇用を増やし、新しい商品・サービスを生み出し、地域経済の活性化を実現する。また、起業家の多くは初めての起業となることから、資金供給のみならず、起業に当たってのノウハウをいかに伝えていくかも重要な課題である。

一方、経営者の高齢化の進展や後継者難が一層深刻化する中で、中小企業・小規模事業者が有する技術・ノウハウ等の経営資源や雇用を喪失させないために、次世代への円滑な事業の承継が必要となっている。したがって、経営者の世代交代、親族外への事業承継等による有用な経営資源を移転促進することにより、中小企業・小規模事業者の新陳代謝を促進することが求められている。

(2) 国のアクション

- 創業から経営ノウハウに至る支援をワンストップで行う「創業よろず支援」を順次展開した。(再掲)
- 支援ポータルサイトを通じた起業家ネットワークの創設・拡充、ビジネスコンテストの実施、創業塾の全国での開催などを行った。(再掲)
- 起業・創業に対する資金支援を抜本的に拡充した。創業当初の据え置き期間の延長を図るなど政府系金融機関の創業者向け融資を拡充した。
認定支援機関による起業・創業計画の策定支援と併せた創業向け補助制度の拡充等を通じて民間融資を促進した。
- 中小企業の各ライフステージ(創業、成長・発展、早期の再生着手、円滑化な事業承継、企業の再起等)における取組意欲を増進する個人保証制度の見直しを行った。
- 事業承継、事業引継ぎ支援を抜本強化した。
「事業引継ぎ支援センター」を全国展開した。

1. 4. 下請構造から脱却し、自ら積極的に成長分野に参入する

(1) 行動計画の内容

多くの中小企業・小規模事業者は、長らく大企業の下請けとして企業活動を行ってきた。ただし、大企業の業態変化や海外展開が進んでいくことで、中小企業・小規模事業者自身が商品開発から市場開拓まで一貫して行う必要が生じている。

特に、今後将来にわたって成長が期待できる分野である環境・エネルギー、健康・医療、航空宇宙等の分野に中小企業・小規模事業者が参入していくためには、技術開発支援の方向性を変えていくとともに、国際認証や許認可手続といった参入障壁のハードルを下げていく必要がある。

また、新分野展開を促進するためには、大企業や異業種企業も含めた企業間連携をより一層推進していく必要がある。企業間連携はお互いの弱みを補完するだけでなく、強みの相乗効果を生み出し、企業にとって新しい分野への進出を後押しする。あわせて、適切な担い手の確保・育成が必要不可欠である。

(2) 国のアクション

- 大企業の下請生産技術を前提とした中小ものづくり高

度化法の 22 技術分野を見直し、医療、環境分野などの成長分野に中小企業が直接参入しやすくした。

- 国際認証の取得に向けた業界経験者等の長期派遣や相談支援、支援機関、IT ポータルサイト等を通じた情報提供を強化。また、中古設備も含めた専用設備等の導入を支援した。
- 中小企業と医療機関等との連携を支援する専門家の派遣と育成、薬事相談・申請費用の支援などにより、中小企業による医療機器開発・審査に係る費用低減と期間短縮を進めた。
- 「企業間連携促進会議」の設置や支援ポータルサイト・展示会の活用等により、大企業や異業種企業とのマッチングの場の整備と連携を促進した。
- 地域の核となる人を発掘し、情報交換や交流の場を設けることにより、新分野展開に重要となる知識の共有と人的ネットワークの構築を進めた。
- 小規模な事業者の活用を念頭にいた新商品開発に対する補助金制度を拡充した。
- 下請中小企業の連携による取引先の自主的な開拓の取組等に対する補助金制度を拡充した。
- 優れた技術・技能を有する外部人材を活用することで、ものづくり現場における技術・技能の継承を地域が一体となって支援するとともに、優秀な人材を確保するための職場実習(インターンシップ)の支援を行った。

1. 5. 海外に打って出る

(1) 行動計画の内容

地域に根付く中小企業・小規模事業者の更なる販路開拓のためには、海外需要の獲得も重要である。“ちいさな企業”成長本部でも、積極的に海外に打って出る力強い声が多く聞かれた。国内とは言語・商習慣が異なる海外に進出することは、経営資源が限られている中小企業・小規模事業者にとってリスクが高く、企業経営を左右する課題となっている。また、中小企業・小規模事業者の現地活動の拡大、新たな業態による海外展開により、今まで以上に多様な支援ニーズが生まれてきている。

中小企業・小規模事業者は、積極的に海外需要を獲得することを目指し、支援機関と国は、ビジネスマッチングなど一層の広がりと深化を持った海外展開支援を行った。

(2) 国のアクション

- 企業等 OB 人材を活用し、海外展開を目指す企業をハンズオンで一貫支援する体制を拡充・強化し、新たに 1,000 社を支援した。
- 認定支援機関(金融機関等)への研修を通じ、国内相談窓口を強化するとともに、支援機関が連携し、有望企業を積極的に発掘・支援した。
- 海外向けホームページ・決済・物流をパッケージで支援し、中小企業の情報を多言語で発信し、海外企業をターゲットにした新分野展開を促進した。
- 中小企業・小規模事業者の新興国への進出及び進出後のサポート体制の強化を図るため、現地にある官民支援機関をネットワーク化し、法務・労務等の課題解決や事業再編等を支援する「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を 8 ケ国・10 ケ所に設置した。
- 法務・労務・知財問題等の専門サービス支援や万一の縮小撤退等のトラブルにも対応した。
- 中小企業官民合同ミッション等の活用を進めた。
- 日本政策金融公庫が行う現地金融機関からの資金調達支援を強化した。

2. 中小企業の動向

2. 1. 中小企業の動向

(1) 景況感

まず、中小企業の景況感を、中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」(中小企業景況調査)で見ている。

中小企業・小規模事業者の業況判断 DI は、2008 年 9 月のリーマン・ショックにより 2008 年 1-3 月期の▲28.7 から 2009 年 1-3 月期には▲48.8 まで大幅に悪化した後、順調に持ち直していたが、2011 年 3 月の東日本大震災で、2011 年 1-3 月期の▲26.0 から 2011 年 4-6 月期には▲35.0 まで落ち込んだ。2011 年 7-9 月期に▲26.5 と東日本大震災前の水準にまで回復した後は、足踏みを続けていたが、2013 年に入ってから、▲11.1 となる 2014 年 1-3 月期までは緩やかに回復した。しかし、2014 年 4-6 月期においては、消費税増税の反動減などにより、▲23.2 まで落ち込んでいる。(図 1)。

続いて、全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」(中小企業月次景況調査)で中小企業の景況感を見て

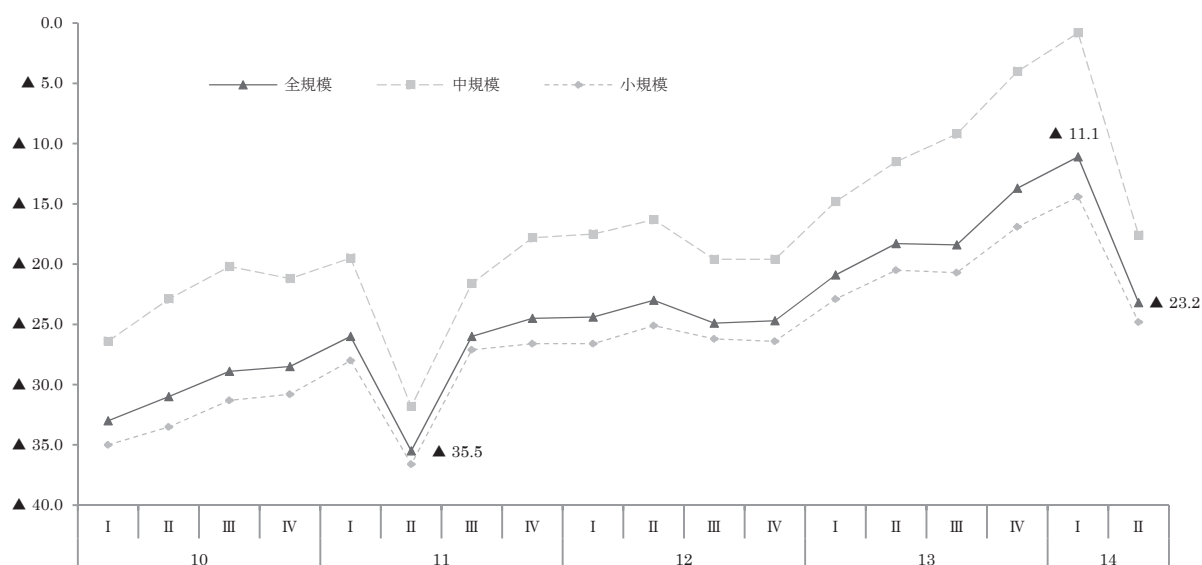
みる。中小企業・小規模事業者の景況 DI は、東日本大震災直後の 2011 年 4 月に▲58.2 まで落ち込んだ後、回復を見せたものの長くは続かず、2011 年 9 月頃から 2012 年 2 月頃まで一時期横ばいとなった。2012 年に入ってから東日本大震災の反動により前年同月比で上向いているように見えるが、実際は円高方向への動きが依然として続いていたこと等もあり、2012 年 5 月以降、マイナス幅が拡大して悪化傾向が続いた。そして、同年 10 月の DI は▲43.6 と 2011 年 8 月以来の低い水準となったものの、その時点でマイナス幅の拡大は底を打ち、2012 年 11 月からはマイナス幅の縮小に転じた。その後も引き続き改善を続け、2014 年 3 月には 2.7 まで改善した。しかし、同年 4 月には消費税増税の反動減の影響などにより▲21.9 まで落ち込み、その後もマイナス幅が拡大している(図 2)。

次に、地域別の業況判断 DI を見る(図 3)。

各地域の業況判断 DI は、マイナス幅の縮小傾向が続いており、特に近畿地方、中部地方、九州・沖縄地方の業況判断 DI は、1-3 月期には、それぞれ▲7.2、▲8.4、▲8.9 までマイナス幅が縮小し、他の地域を上回る順調な回復ぶりを見せている。ただし、あくまでマイナス幅の縮小であり、全地域とも引き続き業況判断 DI はマイナスであることに留意すべきである。

業種別の業況判断 DI を見てみると(図 3)、製造業、建設業、卸売業の業況が大きく改善している。特に、復興需要等を背景に、建設業の業況改善が著しく、2013 年 10-12 月期には、+3.9 とプラスの水準にまで改善している。また、建設業において 1994 年の統計開始以来プラス水準を記録したのは 2013 年 10-12 月期が初めてであり、その水準を更新して過去最高水準となっている。これは、消費税増税による駆け込み需要や 2020 年のオリンピックに向けた人員・人材確保の必要性が高まっていることも起因していると考えられる。

図1 中小企業の業況判断DIの推移（規模別）

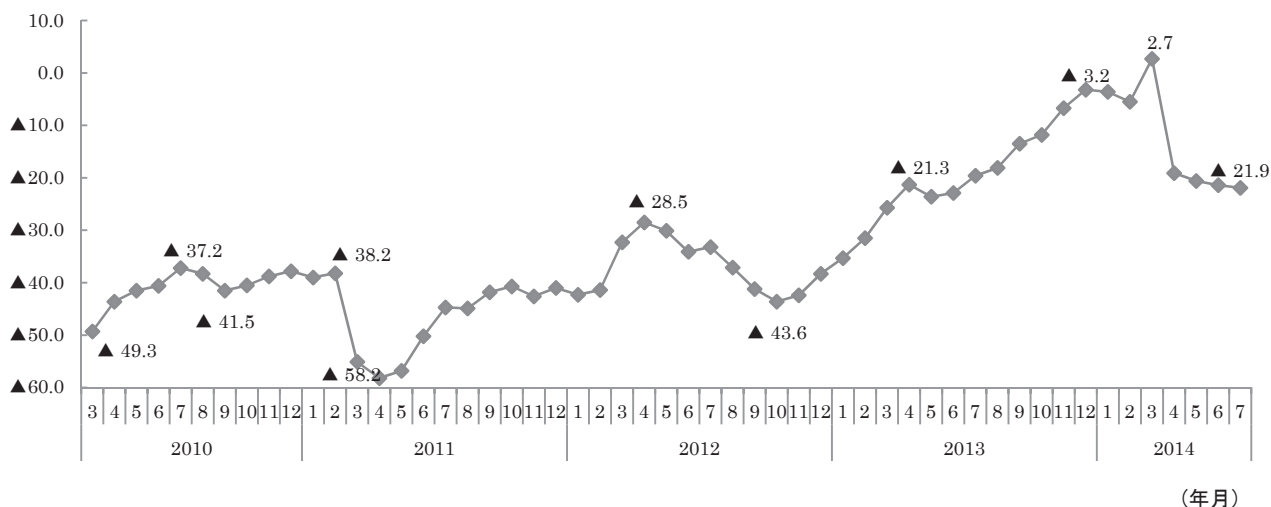


資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合（％）から「悪化」と答えた企業の割合（％）を引いたもの。

図2 中小企業の景況DIの推移

（DI、前年同月比）

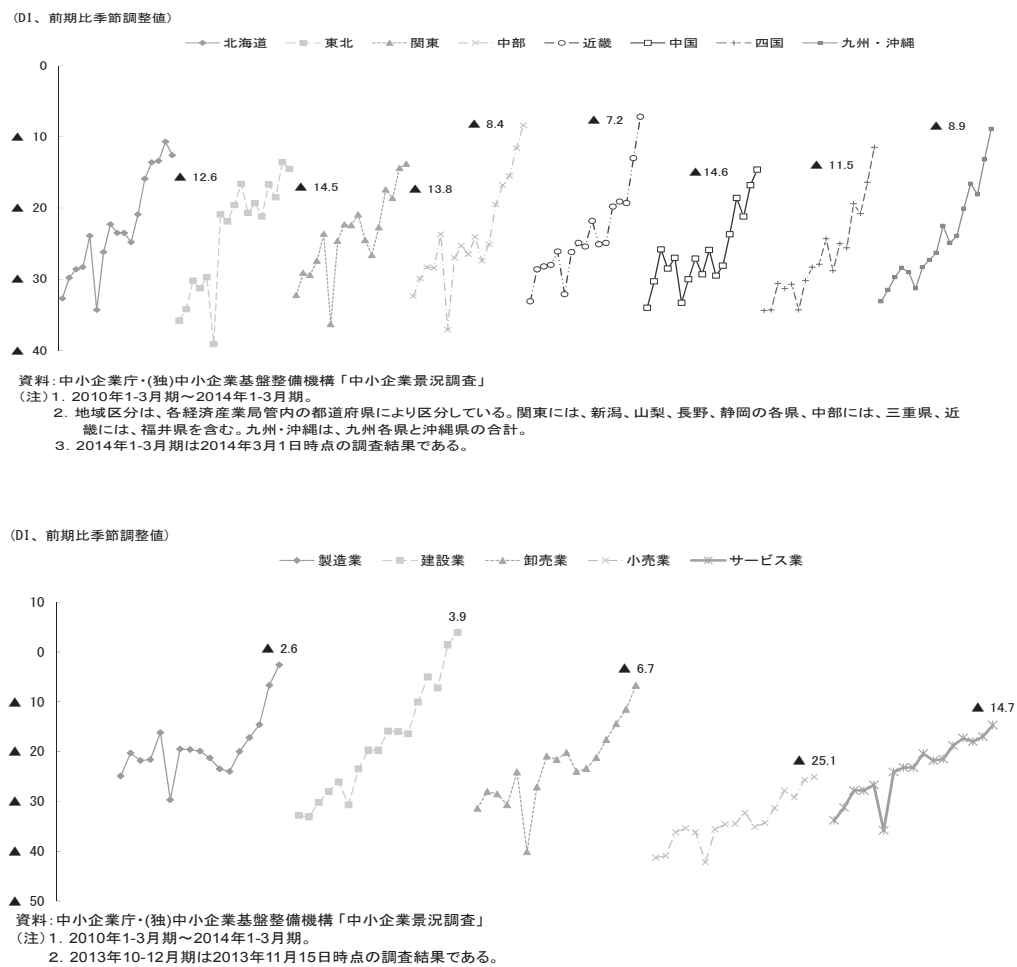


資料：全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」

（注）1. 都道府県中央会に設置されている情報連絡員（中小企業の組合（協同組合、商工組合等）の役職員約2700名に委嘱）による調査。

2. 景況DIは、前年同月に比べて、景況が「好転」と答えた企業の割合（％）から、「悪化」と答えた企業の割合（％）を引いたもの。

図3 地域別・業種別の業況判断D I の推移



(2) 売上・収益

次に、中小企業・小規模事業者の売上・収益動向を見てみる(図4)。

まず、製造業の売上高について、中小企業・小規模事業者の売上高は東日本大震災直後に2011年4-6月期の前年同期比▲28.2%を底にマイナス幅の縮小を続け、2012年4-6月期には、前年同期比+0.9%とわずかながらプラスの伸びを記録した。しかしながら、7-9月期には、景気後退の影響を受けて、再び前年同期比マイナスに転じ、2013年1-3月期までマイナス幅が拡大した。その後は、マイナス幅が縮小しており、2013年10-12月期には、+0.9%まで持ち直してきている。非製造業の売上高については、中小企業・小規模事業者の売上高は東日本大震災以降も前年同期比マイナスの状態が続き、減収が続けていたが、2013年4-6月期に、前年同期比+3.3%とプラスに転じ、足下でも+0.7%と持ち直しの動きを見せている。

さらに、売上高経常利益率について見てみると(図5)、製造業では、大企業と中小企業・小規模事業者の水準が2011年10-12月期に一時的にほぼ同水準となったものの、その後は大企業と中小企業・小規模事業者の格差は拡大した。しかし、足下では中小企業・小規模事業者の売上高経常利益率が大きく伸びたことで、その格差は縮小していることが分かる。非製造業についても、同様に、足下では、大企業と中小企業・小規模事業者の格差は縮小している。

図4 規模別・業種別の売上高伸び率の推移

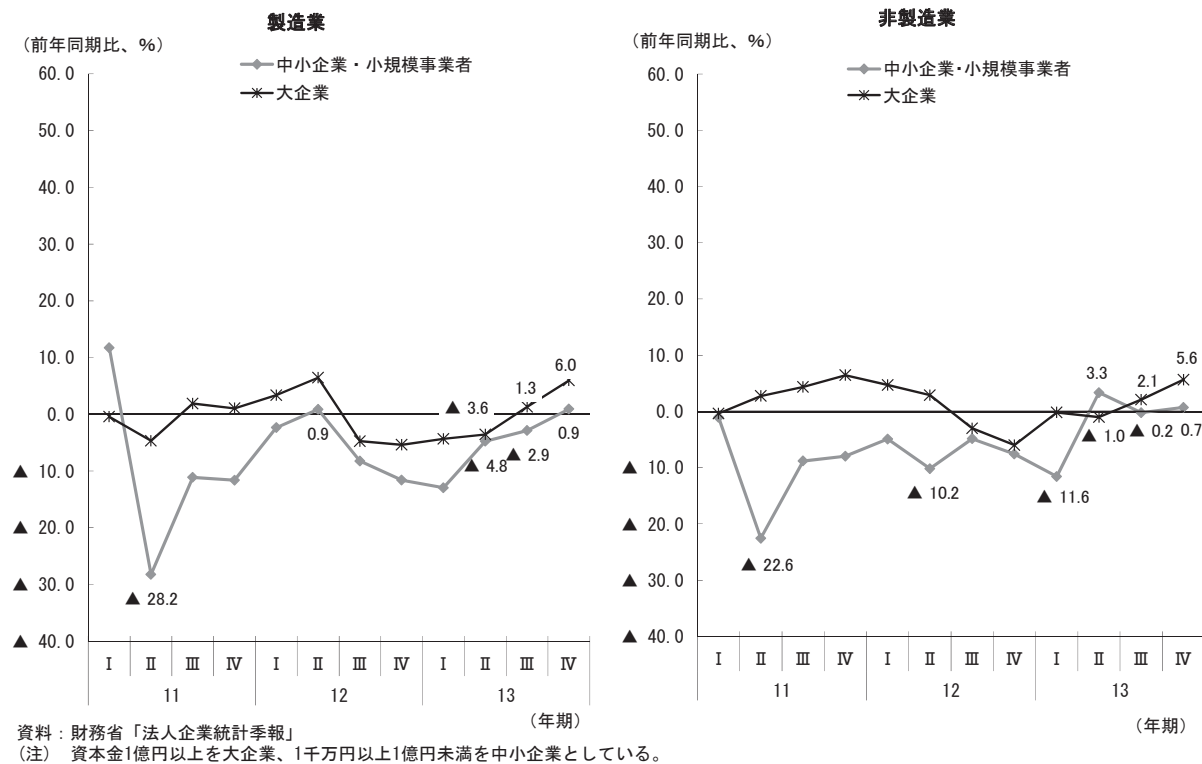
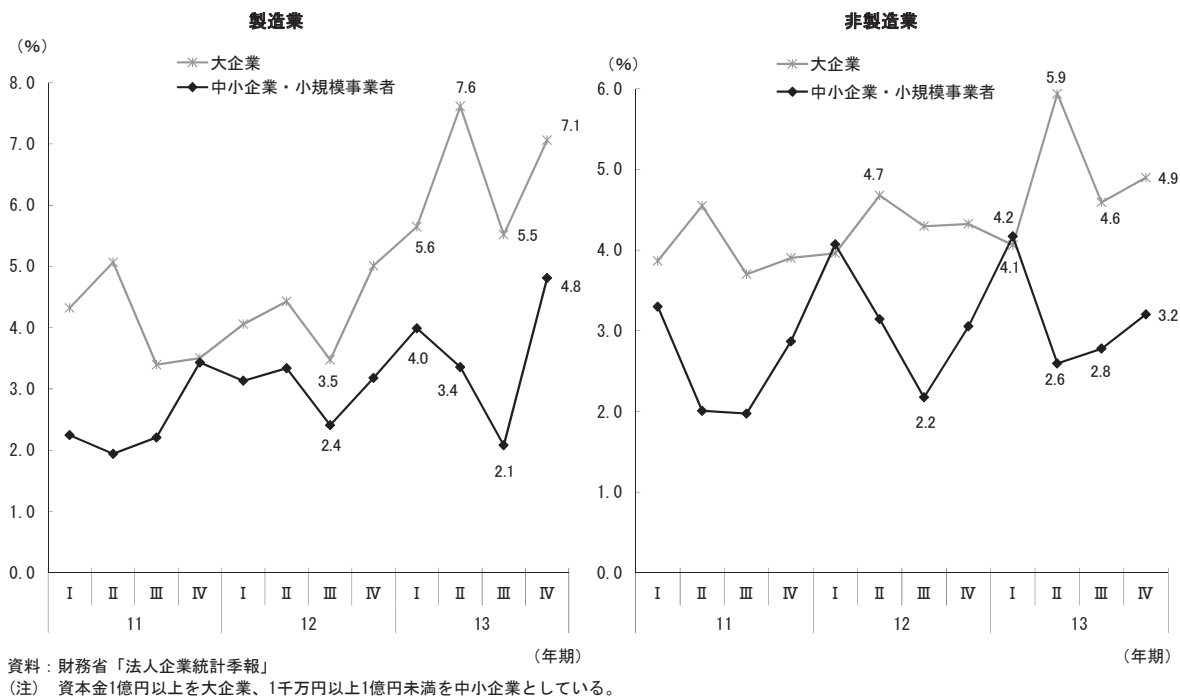


図5 規模別・業種別の売上高経常利益率の推移



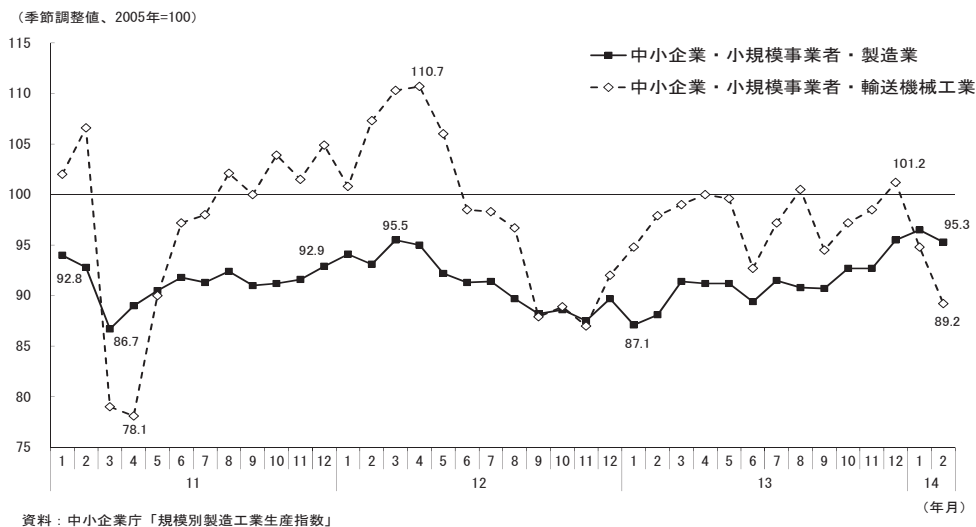
(3) 生産

次に、中小企業・小規模事業者の生産動向を見てみる(図6)。

製造業については、東日本大震災で2011年4月に86.7まで大きく落ち込んだ後、緩やかな回復を続け、同年12月には92.9と東日本大震災前の2011年2月(92.8)を上回

る水準にまで回復した。しかしながら、2012年4月以降は低下傾向に転じ、2013年1月には87.1まで低下した。その時点で底を打った後は、緩やかな回復基調が続いている。また、輸送機械工業の生産指数は回復基調が続いていたが、2014年2月の指数は89.2と100.0の水準を割って大きく低下している。

図6 製造工業生産指数の推移



2. 2. 中小企業の資金繰り、倒産動向、雇用

(1) 資金繰り

次に、中小企業の資金繰りDIの推移を見ていく。

中小企業景況調査によると(図7)、資金繰りDIは、中小企業・小規模事業者全体、小規模事業者ともにリーマン・ショックにより大幅に落ち込み、2009年1-3月期には▲36.2となったが、その時点で底を打って持ち直しの動きを見せていた。しかし、東日本大震災の発災により大きく落ち込み、2011年4-6月期には▲26.9となった。2011年7-9月期には▲20.7と東日本大震災前の水準を回復した後は、横ばい傾向であったが、2013年に入って緩やかな改善が続けている。他方で、中小企業・小規模事業者全体の水準に比べると、小規模事業者の水準は低位で推移している。

この資金繰りDIの動きをより長期で見ると(図8)、足下の2014年1-3月期の▲12.2は、1994年7-9月期、1996年4-6月期の水準と同水準であり、これは約18年ぶりの高水準となっている。また、この足下の水準は1994年の統計開始以来の過去最高水準であり、中小企業・小規模事業者全体の資金繰りは確実に改善してきていることが分かる。

図7 中小企業・小規模事業者の資金繰りDIの推移

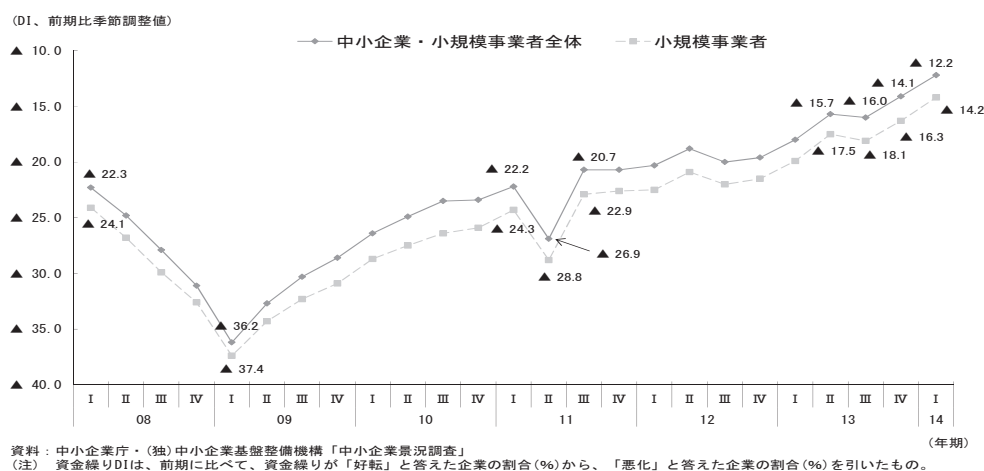
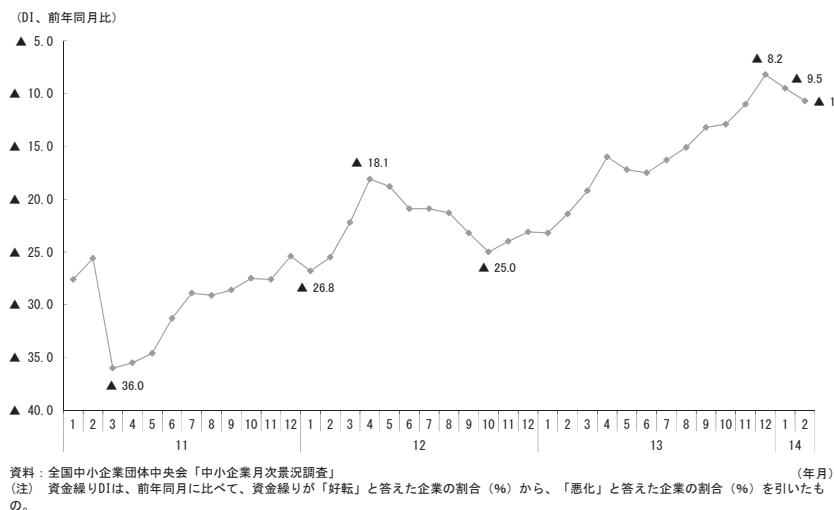


図8 中小企業・小規模事業者の資金繰りDIの推移(月次)

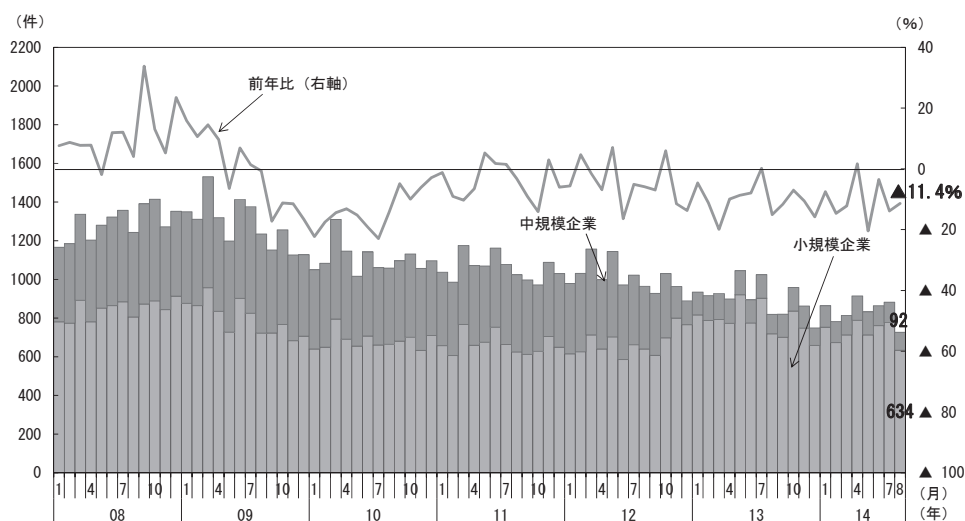


(2) 倒産

次に、倒産件数の推移を見ていく(図9)。2008年のリーマン・ショック後に大幅に増加した中小企業・小規模事業者の倒産件数は、2009年後半から2010年前半にかけて、前年同月比で大幅なマイナスで推移した。その後も、おおむね、前年同月比マイナス傾向で推移しており、中小企業・小規模事業者の倒産件数は、着実に減少してきている。また、足下の2013年12月の倒産件数は749件となっており、これは過去を遡ると、

1991年3月の772件と同水準であり、22年9か月ぶりの低水準となっている。

図 9 中小企業・小規模事業者の倒産件数の推移

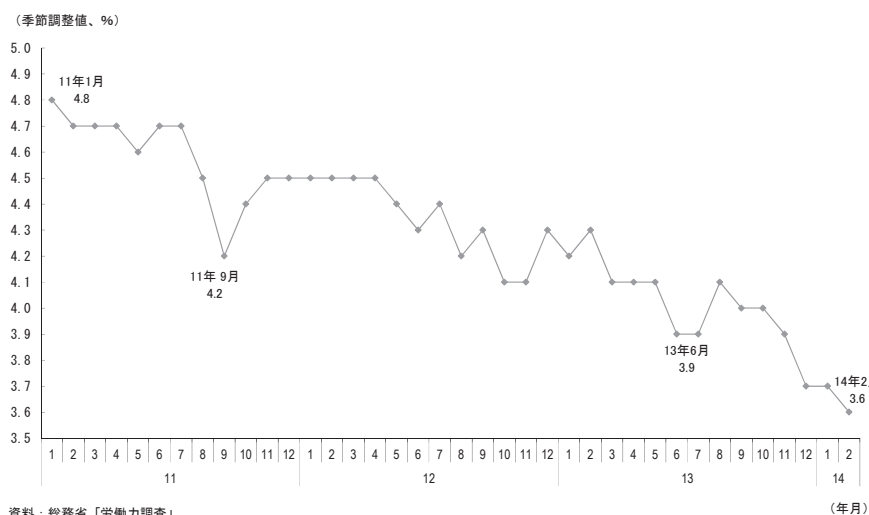


(3) 雇用

完全失業率については(図10)、2011年11月以降の横ばい状態から、2012年5月以降、低下傾向となったものの、2012年後半には4.1%~4.3%の間で一進

一退の動きとなった。しかし、2013年に入ってから景気回復と共に、完全失業率は低下し、足下の2014年2月には3.6%となり、景気回復局面にあった2007年7月以来6年7か月ぶりの水準を回復した。

図 10 完全失業率の推移



資料：総務省「労働力調査」
(注) 2011年3月～8月の完全失業率は、補完的に推計した結果。

3. 2013 年度において講じた中小企業施策

3. 1. 地域に眠るリソースを最大限に活用・結集・ブランド化する

(1) 地域資源活用新事業展開支援事業

中小企業地域産業資源活用促進法に基づき、地域産業資源(農林水産物、生産技術、観光資源等)を活用して行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。2013 年度においては、118 件の事業計画の認定を行った。

(ア) 伝統的工芸品の指定

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝産法」という。)に基づき、伝統的工芸品への指定の申出があった工芸品について調査、検討を行った後、産業構造審議会の意見を聴いて、以下の品目について、伝統的工芸品の指定及び指定の変更を行った。

- ・埼玉県「秩父銘仙」2013 年 12 月 26 日指定
- ・福井県「越前箆笥」2013 年 12 月 26 日指定
- ・熊本県「山鹿灯籠」2013 年 12 月 26 日指定
- ・愛知県「岡崎石工品」2013 年 12 月 26 日指定の変更(原材料の追加)

(イ) 伝統的工芸品産業振興関連補助事業

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)に基づき、伝統的工芸品産業の振興のため以下の支援を行った。

①産地の製造協同組合等が実施する以下の事業に対する補助

- ・後継者育成事業
- ・原材料確保対策事業
- ・意匠開発事業
- ・連携活性化事業
- ・産地プロデューサー事業 等

②伝産法第 23 条に基づく一般社団法人・財団法人が実施する以下の事業に対する補助

- ・人材確保および技術技法継承事業
- ・産地指導事業
- ・普及推進事業
- ・需要開拓事業 等

(ウ) 特定被災区域の国指定の伝統的工芸品の震災復興のための以下の支援を行った。

①特定被災区域において実施する後継者育成・需要開

拓・意匠開発・情報発信などの産地活性化事業

②特定被災区域における伝統的工芸品の生産活動を震災前の水準にまで戻すことを目的とした設備整備や原材料確保などの生産基盤確立・強化事業

(エ) 伝統的工芸品の普及・推進事業

伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため、毎年 11 月を「伝統的工芸品月間」とし、伝統的工芸品月間国民会議全国大会の開催等の普及・啓発事業を実施。2013 年度においては、和歌山県和歌山市、海南市等で全国大会を開催した。

(2) 商店街・中心市街地の活性化

(ア) 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画等を国が認定し、支援措置を講じた。

(イ) 地域中小商業支援事業

地域住民のニーズを踏まえた施設の整備、店舗の集約化等、商店街等による地域コミュニティ機能再生に向けた取組を支援するとともに、空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客事業等の商店街活性化に向けた取組を支援した。

(ウ) 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係 4 団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行った。

(エ) 中心市街地魅力発掘・創造支援事業

中心市街地活性化法に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において、まちづくり会社等が実施する取組を支援した。具体的には、①まちの魅力を高めるための事業化調査、②先導的・実証的な取組、③専門人材の派遣に対し、支援を行った。

(オ) 中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HP やメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行った。

(カ) 商業活性化及び中心市街地商業等活性化アドバイザー派遣事業

中心市街地活性化協議会、中心市街地内外の商店街が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣した。

(キ) 中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行った。

(ク) 土地譲渡所得の特別控除

地域商店街活性化法の認定を受けた商店街振興組合等に対し、認定商店街活性化事業計画等に基づく事業の用に供するために土地等を譲渡した場合には、土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除の対象とする措置を講じた。

(ケ) 定住自立圏等推進調査事業

定住自立圏等における圏域全体の活性化を目指した分野横断的な取組について、地方公共団体からの提案を受け、他の定住自立圏のモデルとなるような取組を調査委託事業として採択し、各定住自立圏における取組を充実・深化させていくうえでの実態的・制度的な課題・解決方策の抽出、検証、提言等を行った。

(コ) 中心市街地活性化対策事業

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とし、市町村が、中心市街地活性化に関する法律に基づき策定し、認定を受けた計画に基づき、それぞれの地域の実情に応じて国の補助金を受けずに行う中心市街地活性化対策事業(単独事業)について、特別交付税措置を講じた。

(サ) 商店街活性化支援事業

商店街組織等に対して、以下の支援を行った。

①商店街まちづくり事業

地域の行政機関等の要請に基づいて、アーケードの改修等、地域コミュニティの安心・安全な生活環境を守るための商店街施設・設備の整備等に対して支援を行った。

②地域商店街活性化事業

商店街組織が地域コミュニティの担い手として行う、集客促進、需要喚起に効果のある取組であって、商店街の恒常的な集客力向上や、販売力向上が見込まれるイベント等

の事業を行う場合に支援を行った。

③中心市街地活性化事業(中心市街地再興戦略)

「日本再興戦略」に掲げる、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を前倒して実現するとともに、消費増税により深刻な影響が懸念される地域の商店街への支援を図るため、地域経済において重要な役割を果たす中心市街地に対して、事業を絞って重点的に支援を行う。具体的には、①中心市街地の核となり、周辺商店街へ効果が波及する高度な商業施設等の整備、②高度な商業施設の整備等の前に実施する事業化可能性調査に対し支援を行う。

(シ) 「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定

「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るため、「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案」を2014年2月に閣議決定し、国会に提出した。

(3) その他の地域活性化

(ア) 地域の企業立地の促進

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に基づき、地域が自らの特色を生かした企業立地を促進し、地域産業活性化を目指す取組を支援した。予算措置としては、ワンストップサービスの提供や人材育成・施設等整備・ネットワーク構築活動等に対し支援した。制度面では、税制上の特例措置や工場立地法の特例措置、株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)を通じた中小企業向け低利融資制度、企業立地に係る地方交付税措置を行った。

(イ) 地域経済循環創造事業交付金

地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」に基づき、産学官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して、事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等に対して、地方自治体が助成する経費に対し、交付金を交付。

(ウ) 地域オープンイノベーション促進事業

地方産業競争力協議会で特定する戦略分野に沿い、地域の運営協議会で地域の技術シーズや社会・市場ニーズに基

づいて設備機器を決定し、当該設備機器の公設試・大学等への整備等を実施した。

(エ) 地域新産業戦略推進事業

広域経済圏において、国際競争力のある新産業構造への転換を図るため、地域産業の強み・特性を踏まえ、新たな市場を開拓するプロジェクトに対して、総合特区制度等とも連携しつつ、地域において一貫した支援を行った。

(オ) 官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業

地域の特色ある素材の発掘や地域と旅行会社、交通事業者、旅行メディア等の総力を結集した枠組みによる確実な商品化と情報発信等を行い、魅力ある観光地づくりを推進した。2013年3月に、調査対象地域として78地域選定し、各地域において旅行商品造成に向けた取組やモニターツアーを実施した。

(カ) 農業成長産業化実証事業

農業の成長産業化を促進するため、民間事業者等によるコンソーシアムを対象に、工業技術、商業ネットワーク等を活用し、先端技術を活用したシステム(植物工場等)の実証等の取組3件に対し支援を行った。

(4) 人材・雇用対策

(ア) 中小企業・小規模事業者人材対策事業

中小企業・小規模事業者の優秀な人材の確保を支援する目的で、①新卒者等の未就職者に対し、中小企業・小規模事業者の事業現場で働く上で必要な技能・技術・ノウハウを習得する機会を提供するため、②中小企業・小規模事業者が実施する職場実習や、育児等で退職し、再就職を希望する主婦等に対し、職場経験のブランクを埋める機会を提供するため、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を支援した。また、優秀な人材の確保のため、中小企業・小規模事業者と学生との顔の見える関係作りから、新卒者等の採用・定着までを一貫して支援した。加えて、実務経験豊富なシニア人材等を対象に、中小企業・小規模事業者の人材確保・定着・育成を支援することとした。

【実績】

①「新卒者就職応援プロジェクト」において、2013年3月～2014年2月にかけて延べ9,322人の職場実習を実施。

②「中小企業新戦力発掘プロジェクト」において、2013年3月～2014年2月にかけて延べ3,252人の職場実習を

実施。

③「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」において、2013年4月～2014年2月にかけて延べ164,049人の学生等が参加。

(イ) 中小企業大学校における人材育成事業

全国9箇所にある中小企業大学校において、中小企業支援人材の能力向上のための研修を実施するとともに、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修を実施した。

(ウ) 労働者の雇用維持対策

景気の変動等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、雇用調整助成金を支給した。また、本助成金については不正受給防止対策にも積極的に取り組んでおり、不正受給を行った事業主名等の公表、実施調査の実施等、本助成金のより一層の適正な支給に努めた。

(エ) 魅力ある雇用創出に向けた雇用管理の改善の支援

企業の雇用管理改善の取組を支援し、魅力ある雇用創出を図るため、重点分野等の中小企業団体が(事業協同組合等)労働環境向上事業を行った場合に助成金を支給した。また、重点分野等の中小企業・小規模事業者が就業規則・労働協約等を変更し、雇用管理制度を新たに導入して実際に適用した場合に助成金を支給した。

(オ) 地域雇用開発奨励金

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会が特に不足している地域において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対して、施設等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発奨励金を支給した。

(カ) 戦略産業雇用創造プロジェクト

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組を推進するため、製造業などの戦略産業を対象として、産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援する戦略産業雇用創造プロジェクトを実施した。

(キ) 雇用促進税制

2011年4月1日から2014年3月31日までの期間内に始まる各事業年度において、雇用保険の一般被保険者が5人(中小企業者等は2人。)以上、かつ、10%以上増加等

の要件を満たす企業に対し、増加した雇用保険の一般被保険者一人あたり 40 万円を税額控除することができる税制措置を実施した。

2011 年度雇用促進税制創設時から 2012 年 12 月末までに提出された雇用促進計画の達成状況報告件数は 13,301 件、146,741 人となっている。

(キ) 失業なき労働移動の促進(労働保険特別会計)

労働移動支援助成金(再就職支援助成金)を拡充し、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間職業紹介事業業者に委託等して行う事業主に対して助成を行う。また、再就職支援奨励金(受入れ人材育成支援奨励金)を創設し、公共職業安定所の認定を受けた再就職援助計画等の対象となった労働者等を雇入れ、または移籍等により労働者を受入れ、その労働者に対して Off-JT のみまたは Off-JT 及び OJT を行った事業主に対して助成を行った。

(ク) 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援として、①経営改善と労働条件管理の相談等にワンストップで対応するための「最低賃金総合相談支援センター」を全国(47 か所)に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を行うとともに、②業種別中小企業団体が行う取組に対する助成(業種別団体助成金、対象業種 25 業種、上限 2,000 万円)及び③労働能率増進等のための経費助成(業務改善助成金、44 道府県対象、上限 100 万円、助成率 1/2)を実施した。

(ケ) 地域若者サポートステーション事業

ニートなどの若者の職業的自立を支援するため、「地域若者サポートステーション」(以下、サポステ)を設置し、専門的な相談やネットワークを活用した適切な機関への誘導など、多様な就労支援メニューを実施している。2013 年度においては、設置拠点を全国 116 箇所から 160 箇所に拡充するとともに、「サポステ・学校連携推進事業」により、学校との連携を構築し、在学生・中退者支援を実施した。また、新たに、合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行う「若年無業者等集中訓練プログラム事業」を実施し、ニート等の若者の就労を強力に支援した。

3. 2. 中小企業の新陳代謝を活発にする

(1) 起業・創業支援

(ア) 創業促進補助金(事業者向け)

新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業(第二創業含む)に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の一部の支援を引き続き行うこととした。

(イ) 新創業融資制度

新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で日本公庫が融資を行う制度である。2013 年度は、9,955 件、366 億円の融資を実行し、平成 13 年度の制度創設から 2014 年 3 月末までの融資実績は、111,592 件、3,782 億円となった。

(ウ) 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後 5 年未満の者等を対象とする保証制度である。2013 年度(2014 年 2 月末現在)の保証承諾実績は、10,818 件、486 億円であった。

(エ) 地域需要創造型等起業・創業促進補助金

新たに起業・創業や第二創業を行う者等に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成することで、地域需要を興すビジネス等を支援した。2013 年度においては、6,299 件の創業を支援することを決定した。

(オ) エンジェル税制

創業間もない中小企業への個人投資家(いわゆる「エンジェル」)による資金供給を促進するため、一定の要件を満たす中小企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡した時点において所得税の減税を受けることができる制度である。1997 年の制度創設から、2014 年 1 月末までに、357 社に対し、約 91.7 億円の投資が行われた。

(カ) 新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業

ベンチャーファンド、金融機関、税理士・会計士等の官民の起業支援人材の連携を強化し、成長可能性の高いビジネスアイデアやシーズに対する徹底したハンズオン支援を行うことを通じ、優秀な企業支援人材の育成、成功事例やノウハウの共有・周知を行うことにより、成長する創業、ベンチャーの創出を促進するための措置を講じた。

(キ) 起業・創業時に必要となるリスクマネーの供給強化 産業革新機構における財務基盤の強化やベンチャー投

資事業部門の新たな創設などによるベンチャー企業への支援の円滑化や、株式会社日本政策投資銀行や株式会社商工組合中央金庫(商工中金)の活用等により、起業・創業時及び事業化に必要なリスクマネーの供給を強化した。あわせて、個人投資家からの資金調達の円滑化や、民間企業のベンチャー投資を促すための環境整備に取り組んだ。また、資金調達時の個人保証の見直しなど、起業者の再チャレンジを促す仕組みを強化した。

(ク) 女性、若者／シニア起業家支援資金

多様な事業者による新規事業の創出・育成を支援するため、女性や30歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、開業して概ね7年以内の者を対象に、日本公庫(中小企業事業・国民生活事業)による優遇金利を適用する融資制度である。1999年の制度創設から、2013年12月末までに、114,259件、5,837億円の融資を実施している。また、2013年度において、貸付企業の対象年限を拡充し、運転資金の貸付利率を引き下げた。

(ケ) 新事業育成資金(グローバル展開志向創業支援関連)

高い成長性が見込まれる新たな事業を行い、海外を含めたマーケティングを踏まえた自社製品開発や、国内外への販路開拓等を行う中小企業者を対象に、日本公庫による優遇金利を適用する融資制度である。2011年12月の制度創設から2013年12月末までの融資実績は1～3件、5.2億円となった。

(コ) ファンド出資事業(起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド)

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資(ファンド総額の1/2以内)を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業(中小企業)や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る事業である。起業支援ファンドについては、累積ファンド組成数89件、累積投資額1,470億円、累積投資先企業数2,271社に至った(2013年3月末現在)。

また、中小企業成長支援ファンドについては、累積ファンド組成数53件、累積投資額684億円、累積投資先企業数522社に至った(2013年3月末現在)。

(サ) 経営革新支援事業

新事業活動促進法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、

承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援した。

2013年度(2013年10月末現在)は、1,518件の計画が承認された。

(シ) 地域における創業支援体制の構築

地域の創業を促進させるため、2013年12月に成立した産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の拡充、税制(登録免許税半減)等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行うスキームを構築した。

(ス) 地域経済循環創造事業交付金

地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」に基づき、産学官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して、事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等に対して、地方自治体が助成する経費に対し、交付金を交付。(再掲)

(セ) 再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資)

日本公庫が、いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して低利融資制度を実施した。2014年2月は、女性・若者・シニアの再チャレンジ者への金利深掘り等の拡充を行うこととした。

(2) 事業再生・事業承継支援

(ア) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度(事業承継税制)

事業承継税制は、後継者が経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から相続、遺贈又は贈与により取得した場合において、その後継者が事業を継続することを前提に、相続税・贈与税の納税を猶予し、後継者の死亡等の一定の場合には猶予税額を免除する制度である。2009年度より事業承継税制の適用の基礎となる認定を開始し、2014年1月末までに、相続税に係る認定を508件、贈与税に係る認定を284件実施した。

(イ) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度(事業承継税制)の拡充

2013 年度税制改正において、適用要件の緩和等、事業承継税制の拡充が図られ、一部を除き平成 27 年 1 月以後の相続、遺贈又は贈与から適用されることとなった。主な改正内容は以下のとおりである。

- (A) 後継者は、先代経営者の親族に限定されていたが、親族外承継も適用対象となった。
- (B) 雇用の 8 割以上を「5 年間毎年」維持する要件について、雇用の 8 割以上を「5 年間平均」で評価することとなった。
- (C) 要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要となるが、利子税の税率が引き下げられる(2014 年 1 月より、現行 2.1%から 0.9%へ。)とともに、承継から 5 年を超えての打ち切り場合には 5 年間の利子税が免除されることとなった。
- (D) 民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会で事業再生の際にも、納税猶予額を再計算し、猶予税額を一部免除されることとなった。
- (E) 贈与税の納税猶予制度の適用要件のうち、現経営者が贈与時に役員を退任するとの要件について、贈与時に代表者を退任するとの要件に改められた。
- (F) 納税猶予制度の利用の前に、経済産業大臣の事前確認を受ける必要があったが、事前確認を受けいなくても制度利用が可能となった(2013 年 4 月から。)
- (ウ) 事業引継ぎ支援事業

47 都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ相談窓口」において事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行うとともに、事業引継ぎ支援の需要が多く、支援体制が整った地域に「事業引継ぎ支援センター」を設置した。

「事業引継ぎ支援センター」については、2014 年 3 月末時点で、北海道、宮城、東京、長野、静岡、愛知、大阪、岡山、愛媛、福岡の計 10 か所に設置済みである。

(エ) 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進等

2013 年 12 月 5 日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、中小機構地域本部等に相談窓口を設置するとともに、ガイドラインの利用を御希望の方への専門家派遣制度を創設した。

また、公的金融機関において経営者保証によらない融

資・保証制度を拡充・創設した。また、融資慣行として浸透・定着を図る観点から監督指針及び金融検査マニュアル等の改正を行うとともに、金融機関に対して営業現場の第一線までの周知徹底及び所要の態勢整備を求めた。

(オ) 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業者である個人事業主や会社等の役員が掛金を積み立て、廃業や引退をした際に共済金を受け取れる制度であり、いわば小規模企業の経営者のための「退職金制度」である。2013 年 12 月末現在で 122.5 万人が在籍しており、2013 年 4 月から 12 月までの新規加入者は 5 万人(うち共同経営者は 6 千人)に上った。

(カ) 事業承継融資

日本公庫において、事業承継に要する資金(株式・事業用資産の買取資金等)を必要とする中小企業及び代表者個人に対する低利融資を実施した。2013 年度補正予算では、貸付対象者に「事業会社の株式又は事業用資産を取得する持株会社」及び「事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている者」を追加する等の制度の拡充を行った。2013 年度の貸付実績は、166 件、134 億円(2014 年 3 月末時点)であった。

(キ) 地域経済活性化支援機構

2013 年 3 月、地域における再生現場や地域活性化の担い手の支援能力の向上を図るべく、企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」へ抜本的改組・機能拡充し、業務を開始した。2014 年 1 月現在、再生支援決定 10 件、専門家派遣 9 件、ファンドへの出資 3 件の実績をあげている。

(ク) 中小企業再生支援協議会

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行った。

2013 年度の実績は、相談件数 4,128 件、再生計画の策定完了件数 2,537 件となり、制度発足時から 2013 年度の実績は、相談件数 31,721 件、再生計画の策定完了件数 7,248 件となった。より多くの中小企業・小規模事業者を支援するための機能強化として、中小企業再生支援協議会に対し人員体制の拡充、再生計画支援を行うにあたり資産

査定(デューデリジェンス)及び計画策定支援を行う専門家に対する謝金の一部補助を実施した。

なお、産業競争力強化法の施行に伴い、中小企業再生支援全国本部(中小機構に設置。)において、①中小企業・小規模事業者に対する事業再生等の個別支援、②各地の中小企業再生支援協議会での中小企業再生支援業務の実施状況を評価し、その結果を経済産業大臣に報告するための人員体制の拡充等を図った。

(ケ) 中小企業承継事業再生計画(第二会社方式)

産業活力再生特別措置法(2014年1月20日から産業競争力強化法)に基づき、中小企業承継事業再生計画の認定を行い、その計画に従った事業の承継を行う場合に、許認可承継の特例措置、金融支援及び税負担の軽減措置を実施した。計画認定件数は、2013年度の実績は8件、制度創設時(2009年6月)から合計すると19件となった。

(コ) 中小企業再生ファンド

再生に取り組む中小企業の再生計画上、資金繰り支援、経営支援や必要な資金供給等を実施するため、中小機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、地域内の中小企業の再生を支援する地域型ファンドや広域的に中小企業の再生を支援する全国型ファンドの組成の促進に取り組んだ。

2014年3月末までに43件のファンドが創設され、ファンドの総額は約1,364億円に上った。また、当該再生ファンドによる投資実績は2014年度までに347社、約525億円に上った。

(サ) 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業・認定支援機関等研修事業

自ら経営改善計画の策定ができない中小企業・小規模事業者に対して、認定支援機関(税理士、弁護士、金融機関等)が行う経営改善計画策定支援や当該計画に係るフォローアップに要する費用の一部を負担(2/3)した。

また、経営改善計画支援に係る認定支援機関の能力強化のための研修を実施した。

(シ) 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法には、遺留分の制約を解決するための民法の特例をはじめとした総合的支援が盛り込まれており、2014年1月末までに、民法特例の適用の基礎となる経済産業大臣の確認を67件実施した。

(ス) 事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするための事業承継支援ネットワーク体制の形成、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施した。

3. 3. 下請構造から脱却し、自ら積極的に成長分野に参入する

(1) 技術力の強化

(ア) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画について認定を行い、認定された中小企業に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や日本公庫による低利融資などの支援を実施した。

[実績] (2013 年度)※2014 年 1 月 31 日時点

- ・特定研究開発等計画の認定：541 件(累計 4, 264 件)
- ・戦略的基盤技術高度化支援事業の新規採択件数：112 件

- ・融資実績：23 件(累計 597 件)

(イ) ものづくり中小企業連携支援事業

(A) 戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)

我が国経済を牽引していく重要産業分野の競争力を支える特定ものづくり基盤技術(鋳造、鍛造、切削加工、めっき等の 22 技術：2014 年 2 月 10 日に精密加工、立体造形等の 11 技術へ改正)の高度化等に向け、中小企業等から成る共同研究体が行う研究開発から試作までの取組を支援した。2013 年度においては、112 件の認定計画に従って行われる取組を採択した。

(B) グローバル技術連携支援事業

中小企業の海外への展開を図るため、ニッチ分野等の世界市場獲得を目指す中小企業の共同体が、オンリーワン技術獲得や技術流出防止等のために取り組む試作品開発やその販路開拓等を支援した。2013 年度の採択件数は 5 件であった。

(C) 地域中小企業イノベーション創出補助事業

地域の中小企業、大学、高等専門学校及び公的研究機関等が共同で、実用化技術の事業化に取り組む実証研究を支援した。2013 年度においては、12 件の取組を採択した。

(ウ) 新製品・新技術の試作開発や販路開拓等に取り組む

中小企業への低利融資

中小ものづくり高度化法に規定する特定ものづくり基盤技術を活用し、新製品・新技術の試作開発及び当該試作開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者に対し、事業計画の審査により日本公庫が低利融資を実施した。2013 年度は 38 件(累計 317 件※2014 年 1 月末時点)の融資を実施

した。

(エ) 中小企業技術革新挑戦支援事業

中小企業者が、自社の有する技術及び技術シーズを用いて国等における技術開発課題が解決可能であるかどうかやその事業性に関して探索研究・実証実験(F/S)を行うことを支援。本事業により、国等の特定補助金等への中小企業者等の参加機会の拡大及び研究開発成果の事業化の拡大を図った。2013 年度は、厚生労働省「障害者自立支援機器等開発促進事業」と連携し、13 件の F/S を実施した。

(オ) 研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)

中小企業・小規模事業者等が行う研究開発活動に対して、試験研究費の 12%相当額の税額控除ができる措置を引き続き講じた(税額控除限度額は当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げた(2014 年度末まで))。上記に加え、要件を満たす場合において、試験研究費の増加額の 5%を税額控除できる制度又は平均売上金額の 10%相当額を超える試験研究費の額の一定割合を税額控除できる制度のいずれかを選択して適用できる措置(税額控除限度額は当期の法人税額の 10%を上限)を引き続き講じた。

(カ) ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業

きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、認定支援機関等と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援した。2013 年度においては、10, 516 件の取組を支援した。

(キ) 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業

革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品開発・設備投資等を支援した。

(2) 販路開拓支援

(ア) 小規模事業者販路開拓・支援基盤整備事業

小規模事業者等のニーズに対応した施策情報の提供等のための経営診断の統合データベースの整備、IT を活用した販路開拓促進のための e-learning やオンライン相談、海外販路開拓のためのホームページの外国語化、代金決済システムの構築等の支援に着手した。

(イ) 地域力活用新事業創出支援事業

地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業(調査研究事業：101件、本体事業(1年目：87件、2年目：37件)に対し、幅広い支援を行った。

(ウ) 地域力活用市場獲得等支援事業

地域経済の下支えとともに、消費税率の引き上げを見据えた体質強化を図ることを目的とし、中小企業・小規模事業者が行う新商品・新サービス開発、内外販路開拓、海外共同現地進出、統合財務管理ソフトの開発・導入等を支援した。具体的には、新商品・新サービス開発では462件、海外共同現地進出支援事業で90件支援するなど、中小企業・小規模事業者の販路開拓等を支援した。

(エ) 各種展示会や商談会等による販路開拓支援

中小機構が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等や、魅力ある隠れた地域産品等について、展示会や商談会等の開催を通じて、販路開拓・拡大を支援した。中小企業総合展①においては447社が出展し、54,119人が来場した。

(オ) 販路開拓コーディネート事業

新事業活動促進法に基づいて経営革新計画の承認を受けた中小企業者等に対し、中小機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家(販路開拓コーディネーター)が新たな市場開拓につなげるための支援を行った。具体的な取組として、開発した新商品等を商社・企業等に紹介又は取次ぎを行い、新商品・新サービスを持つ企業のマーケティング企画から、首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までの支援を行った。2013年度(2014年1月末現在)は113件の支援を行った。

(カ) 販路ナビゲーター創出支援事業

中小機構が、豊富なネットワークを有する企業OB等を販路ナビゲーターとして登録し、販路紹介や販売代行業務等につなげるための中小企業と販路ナビゲーターとのマッチングの機会を提供した。中小機構主催のマッチングイベントであるマッチングプレゼンテーションを実施するとともに、都道府県等

中小企業支援センター主催のマッチングイベントへの販路ナビゲーター派遣等を実施し、2013年度(2014年1月

末現在)は、291社を支援した。

(3) 新分野・新事業展開、異業種連携

(ア) 新事業活動支援

①新連携支援事業

中小企業新事業活動促進法に基づき、異分野の中小企業が連携し、その経営資源(技術、販路等)を有効に組み合わせて行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。2013年度においては、69件の事業計画の認定を行った。

②農商工等連携促進対策支援事業

農商工等連携促進法に基づき、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して新商品・新サービスの開発・販売等を行う事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。2013年度においては、67件の事業計画の認定を行った。

(イ) 中小企業技術革新制度(SBIR制度)に基づく支援

新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成等により、引き続き国の研究開発予算の中小企業・小規模事業者への提供拡大、及び技術開発成果の事業化を図った。

さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力をPRするデータベースや日本公庫による低利融資等の事業化支援措置を中小企業・小規模事業者等に周知し、利用促進を図るとともに、特定補助金等への多段階選抜方式の導入拡大を図った。

(ウ) 小規模事業者活性化事業

小規模事業者が認定支援機関たる金融機関等と連携して行う新商品・新サービスの開発、販路開拓の取組に対し、補助金による支援を行った。2013年度においては、1,518件の採択を行った。

(エ) 新事業創出支援事業

中小機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、中小企業新事業活動促進法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法の枠組みにより、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行った。2013年度の支援件数は

18,438 件であり、内訳は、支援事務局における窓口相談 3,437 件、事業者の認定計画をサポートするブラッシュアップ支援 3,855 件、販路開拓支援等のフォローアップ支援 11,146 件である。

(オ) 課題解決型医療機器等開発事業

優れたものづくり技術を有する中小企業等と、医療現場の課題を有する医療機関等との医工連携による医療機器の開発・改良について、臨床評価、実用化までの一貫した取組を実施した。2013 年度は平成 23、24 年度からの継続分とあわせて 52 件の医療機器開発案件を支援した。

(4) 下請脱却支援

(ア) 下請代金法の運用強化

下請取引の公正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請代金法を執行した。

また、2013 年度においても、公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施した。加えて、下請代金法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための専用フォーム「中小企業取引相談目安箱」により、下請代金法違反に関する情報収集を行い、下請代金法の厳格な運用に努めた。

さらに、11 月に実施した「下請取引適正化推進月間」においては、「過去に同様の改善指導を 2 回以上受けている親事業者」等を対象に、特別事情聴取を実施し、下請代金法の厳格な運用を図った。また、年末の金融繁忙期に向けた下請事業者の資金繰り確保の点から、親事業者代表取締役(約 20 万社)及び関係事業者団体代表者(645 団体)に対し、経済産業大臣、公正取引委員会委員長の連名で、下請代金法に基づく下請取引の適正化の要請文を発出し、同法の周知徹底を図った。

(5) 相談体制の強化と下請取引適正化に関する普及啓発

全国 48 か所に設置した下請かけこみ寺において、中小企業の取引に関する相談に対応した(2013 年度の相談件数は 4,982 件、無料弁護士相談 710 件)。

また、下請代金法の違反行為を未然に防止するための講習会を開催した。親事業者の調達担当者を対象とした講習会を 126 回開催し、下請代金法及び下請振興法の一層の周知を図ったほか、全国 8 会場で親事業者の取組事例等を紹

介し、広く下請代金法の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催した。さらに、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係を構築するためのガイドライン(下請適正取引等の推進のためのガイドライン)について、2013 年度は、建設業トラック運送業を除いた 14 業種において、消費税の円滑な転嫁に向けた改訂を実施し、16 業種のガイドラインの説明会を 198 回開催した。

(6) 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援

改正下請中小企業振興法(2013 年 9 月 20 日施行)に基づき、取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、補助金、融資、保証の特例により支援を実施した。また、親事業者の生産拠点が閉鎖(予定も含む)された地域における下請中小企業等が行う新分野進出等に対する補助金により支援を実施した。

(7) 下請中小企業の振興

下請中小企業の振興を図るため、以下の事業を実施した。

① 下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、「ビジネス・マッチング・ステーション(BMS)」により、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った製造委託等の企業間取引の受発注情報の提供を行った。2013 年 3 月末現在の登録企業数は 25,607 社である。また、新たな販路開拓を支援するため、緊急広域商談会を 9 会場で開催した。

② 下請事業者への配慮要請等

下請振興法に基づく下請事業者及び親事業者がよるべき一般的基準(振興基準)等について、講習会等で周知を図った。加えて、下請事業者への配慮等を行うよう、2013 年 11 月 22 日に関係事業者団体(745 団体)の代表者宛てに要請文を発出した。

(8) 技術・技能の伝承

(ア) 小規模事業者等人材・支援人材育成等事業

認定支援機関の支援事例等の調査等を通じ、他の認定支援機関のモデルとなる優良な取組を選定し、事例を取りまとめて広く認定支援機関等に共有することにより、認定支援機関の更なる質の向上を図るとともに、中小企業・小規模事業者自身が認定支援機関を評価した上で最適な支援

機関を選定できる体制の整備を図ることとした。

また、ものづくり小規模事業者等の製造現場において中核として働く人材が、技術・技能の継承に係る講習を受ける際の費用や、現場において技術・技能の継承の指導を受ける際の費用の一部を補助することとした。

さらに、地域人材育成コーディネーターを核とする「地域人材育成コンソーシアム」を組成し、複数の中小企業・小規模事業者間での出向や共同研修の開催等の実証を行うことで、地域の企業における人材育成を推進することとした。

(イ) ものづくり小規模事業者等人材育成事業

ものづくり人材を育成するため、優れた技術・技能を有するものを指導者として活用し、ものづくり小規模事業者等における技術・技能の継承を支援した。2013 年度においては、92 件の取組を支援した。

3. 4. 海外に打って出る

(1) 海外展開の支援

(ア) 中小企業海外展開総合支援事業

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)及び中小機構が連携して、中小企業の海外展開を支援した。具体的には、中小機構が、海外展開を目指す中小企業の裾野拡大のため、経験の少ない中小企業に対し、海外展開戦略策定支援や商品パンフレットの外国語対応支援等海外展開に向けた準備支援を実施するとともに、多数の海外バイヤーが訪れる国内見本市における支援を実施した。また、ジェトロにおいては、広範なネットワークを活用し、中小企業に対する海外見本市への出展支援や海外バイヤーを招へいした商談会の開催、ビジネスマッチングの機会提供、海外市場等に関する各種情報の提供や現地における各種支援等を実施した。

(イ) JAPAN ブランド育成支援事業

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組について、支援を行った。2013 年度においては、82 件のプロジェクトを支援した。

(ウ) 海外情報提供事業

日台間の産業協力を促進するため、交流協会が行う台湾企業の情報収集・提供や日台間の企業連携のためのセミナ

ー・商談会を支援した。

(エ) 新興市場開拓人材育成支援事業

開発途上国の経済発展と我が国企業の海外事業展開を支援するため、経営・製造・オペレーション等に従事する開発途上国の管理者・技術者等に対し、官民連携の下、研修を1-322人実施し、96人の専門家派遣による指導等を支援した。

(オ) 貿易投資促進事業

今後の急成長が見込まれる新興国市場獲得に向け、以下2事業を実施した。

①インフラ受注率を高めるための、我が国技術等の優位性の理解促進を目的とした24件の研修、9件の専門家派遣。

②中小企業の海外展開やインフラビジネス獲得に向けた「国際即戦力人材」育成のための、我が国若手人材152名の海外インターンシップ。

(カ) 青年海外協力隊事業の活用及び民間連携ボランティア制度

国際協力機構においては青年海外協力隊事業を活用し、特定の途上国を熟知した人材と企業が必要とする人材のマッチング促進を行うとともに、各企業のニーズに合わせ、社員を青年海外協力隊・シニア海外ボランティアとして途上国に派遣する民間連携ボランティア制度を活用し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努めた。

(キ) 海外展開資金

経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要な中小企業の資金繰りを支援するため、日本公庫(中小企業事業、国民生活事業)による融資を実施。2013年度(2014年1月末現在)の貸付実績は、859件、235億円であった。

(ク) 海外子会社の資金調達支援

中小企業経営力強化支援法に基づき、日本公庫は、新事業活動促進法の経営革新計画の承認等を受けた中小企業者の海外子会社等の現地金融機関からの借入れに対して債務保証を実施した。2013年度(2014年1月末現在)においては、19件の保証を行った。

(ケ) 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際に必要な取引先の信用情報の提供につい

て、独立行政法人日本貿易保険(以下「NEXI」という。)がその費用を負担する措置を引き続き講じた。

2013年度は256件の利用があった(2014年1月15日現在)。

(コ) 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動(セミナー・相談会等)

中小企業による貿易保険の利用を促進するため、2013年度は全国12か所でNEXIが主催するセミナーや個別相談会を開催するとともに、中小企業関係機関等が主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会などに独立行政法人日本貿易保険(NEXI)から講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行った(派遣数は66件)。

(サ) 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXIは、2011年12月に地方銀行11行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足。2012年度の18行追加に加えて、2013年度は新たに20行と提携し、計49行にネットワークを拡大した。両者が提携して全国的なネットワークを形成することを通じて、地域の中小企業の貿易保険へのアクセス改善等、利便性の向上を図った。

(シ) 安全保障貿易管理の支援

外国為替及び外国貿易法が求める安全保障上懸念のある貨物の輸出や技術の提供についての管理の実効性向上のため、全国各地で説明会を約70回開催した。その他、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業等と連携した専門家派遣等を通じ、大量破壊兵器等の開発等に転用可能な製品・技術を有する中小企業における安全保障貿易管理に係る自主管理体制の整備を支援した。

(ス) BOP ビジネスの推進

BOP ビジネスを推進するために、ジェトロに相談窓口を設置した。月平均で約20件を超える個別相談に対応し、企業個別の事業フェーズに応じた支援(ニーズ調査や試行展開等)を提供した。また、現地コーディネーターを、インド、インドネシア、バングラデシュ、ケニア、ナイジェリア、ペルー等の11か所に配置し、支援体制を強化した。さらに、視察ミッションや試験販売を実施し、BOP ビジネスへの参入を促進した。

(セ) ODA を活用した中小企業等の海外展開支援

ODAによる途上国支援に貢献する優れた製品・技術等を有する中小企業等の海外展開を、途上国におけるニーズ調

査、事業計画の立案支援、途上国政府関係機関における試用・導入の働きかけにより支援し、2013年度は、51件の事業を採択した。

(ソ) 中小企業海外高度人材育成確保支援事業

中小企業・小規模事業者の優秀な現地人材の確保のため、タイ、ベトナム、インドネシアの大学・高専等との連携による現地でのジョブフェアを5回、企業文化講座を17校において実施した。

(タ) 中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業

新興国進出に取り組もうとする中堅・中小・小規模事業者に対し、新興国でのビジネス経験・ノウハウが豊富な企業OB等のシニア人材を派遣し、事業リスクの高い新興国への進出支援を行った。

(チ) 中小企業ノン・プロジェクト無償資金協力

途上国の経済社会開発に必要な物資の輸入のための資金を途上国政府に無償で供与するODA事業で、我が国の中小企業の製品を途上国に供与。具体的には、途上国の開発ニーズに基づく中小企業の製品リスト(個別の商標名のリストではない)を医療や農業、職業訓練等の分野ごとにパッケージとして途上国側に提示し、途上国側の要請内容に基づいた製品を供与。途上国で当該製品が使われることで、認知度の向上などの効果も期待できる。2013年10月から対象国に対する要望調査を実施し、また、同年12月からは対象国に対する供与を実施した。

(ツ) 中小企業の製品・技術を活用した民間提案型普及・実証事業

ODAによる途上国支援に貢献する優れた製品・技術を有する中小企業の海外展開を、途上国政府関係機関に対する製品・技術の普及・実証を図ることで支援し、2013年度は40件の事業を採択した。

(テ) 中小企業・小規模事業者海外展開支援事業

ジェトロ及び中小機構が連携し、海外販路や技術等を有する外国企業とのマッチングやASEAN等での展示会・商談会の開催などを通じて、海外販路開拓を支援するとともに、中小企業海外展開現地支援プラットフォームにより海外での法務・労務等の課題解決や事業再編等を支援した。また、中小機構において、認定支援機関などの民間支援機関に対する海外展開支援研修や、優れた支援機関へのインタ

ーンシップによる実践的な支援ノウハウの習得を図る研修を実施することとした。

3. 5. 東日本大震災への対応・消費税転嫁対策等の重要課題

(1) 東日本大震災に係る中小企業対策

(ア) 東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、2011 年 5 月より、日本公庫（国民生活事業及び中小企業事業）・商工中金において、「東日本大震災復興特別貸付」を継続的に実施している。2013 年度においては、被災地の復旧・復興をより一層加速化させていくため、対象地域を特定被災区域に重点化した。

本制度の運用を開始した 2011 年 5 月 23 日から 2014 年 1 月 31 日までの貸付実績は、約 26 万 4 千件、5.6 兆円であった。また、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対しては、県の財団法人等を通じ、実質無利子化する措置も 2011 年度に創設（2011 年 8 月 22 日より措置）しているところ、2013 年度も引き続き実施した。

(イ) マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充

東日本大震災により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証・低利で利用できる日本公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充（通常枠とは別枠で 1,000 万円。）、金利引下げ（別枠 1,000 万円につき、貸付後 3 年間に限り、通常金利から更に 0.9% 引下げ。）を行った。2013 年 4 月から 2014 年 3 月末までに、マル経・衛経融資合わせて 813 件、29 億円の融資を実施した。

(ウ) 東日本大震災復興緊急保証

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、2011 年 5 月より、従来の保証とは別枠で利用できる「東日本大震災復興緊急保証」を実施しており、2013 年度においては、被災地の復旧・復興をより一層加速化させていくため、対象地域を被災地に重点化している。（100%保証。保証限度額は無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円。）。本制度の運用を開始した 2011 年 5 月 23 日から 2014 年 2 月末までの保証承諾実績は、103,396 件、2.2 兆円であった。

(エ) 災害関係保証の実施

東日本大震災により直接的に被害を受けた中小企業に

対して、信用保証協会が一般保証とは別枠（セーフティネット保証とは同枠。）で保証を実施した（100%保証。保証限度額は無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円。）。2014 年 2 月末までの大震災に係る保証承諾実績は、32 件、4 億円であった。

(オ) 小規模企業者等設備導入資金貸付の償還期間延長等

東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（東日本大震災特財法）第 129 条により、震災で著しい被害を受けた者について、2011 年 3 月 11 日以降の制度利用にかかる償還期間を 7 年から 9 年に延長するとともに、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」により、東日本大震災特財法第 129 条による者が設備復興のために設備導入資金事業を利用し金銭消費貸借契約を締結する場合は、当該事業者に係る印紙税を非課税とする措置を講じた。

(カ) 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

福島県及び経済産業省は、中小機構の高度化融資スキームを活用し、原子力発電所事故で甚大な被害を被った中小企業等を支援するため、事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）を長期、無利子、無担保で融資する制度を実施した。

2013 年度においては、警戒区域等の見直しが完了したことを踏まえ、避難指示解除後の当該区域への帰還を促進し復興の加速化を図るため、「特定地域中小企業特別資金」制度の拡充を行った。

本制度の実績については、県内移転先での事業継続・再開向け融資が 539 件、114.2 億円（2011 年 6 月 1 日～2014 年 2 月末）、解除区域等での事業継続・再開向け融資が 231 件、16.2 億円（2011 年 11 月 25 日～2014 年 2 月末）であった。

(キ) 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援

2011 年度に、被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充して「産業復興相談センター」を設立するとともに、債権買取等を行う「産業復興機構」を設立することで、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者の再生支援を強化した。各県の産業復興相談センターにおいては、2014 年 3 月 28 日までに 2,948 件の事業者からの相談に対応しており、そのうち対応を終了したものは

2,791 件となった。主な実績としては、金融機関等による金融支援について合意した案件は 520 件、うち債権買取りは 242 件となった。

(ク) 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による再生支援

被災事業者の二重ローン問題に対応するため、東日本大震災事業者再生支援機構では旧債務に係る返済負担の軽減等の支援を実施した。東日本大震災事業者再生支援機構では、2012 年 3 月 5 日の業務開始以来これまでに 1,735 件の相談を受け付けており、そのうち 411 件の事業者に対して、債権買取り等の再生支援を行う旨の決定をした(2014 年 3 月末現在)。

(ケ) 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故により経営に支障を来した中小企業・小規模事業者が、産業復興相談センターを活用して事業再建に取り組む際、相談や調整等を行っている間に旧債務の利子負担が累積し、再建が困難になることのないよう旧債務に係る利子相当額を補給する制度(2011 年度創設)を 2013 年度も引き続き実施した。2013 年度の実績は、212 件、8.9 億円(2014 年 2 月末時点)であった。

(コ) 被災中小企業復興支援リース補助事業の実施

被災中小企業の二重債務負担の軽減を図るため、東日本大震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合のリース料の 10%を補助した。

(サ) 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧等にかかる費用に対して、国が 1/2、県が 1/4 を補助

②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が 1/2 を補助

を実施し、被災された中小企業等のグループ等の施設・設備の復旧等に対し、約 175 億円の支援を行った。

(シ) 仮設工場・仮設店舗等整備事業

東日本大震災の被害を受けた中小企業・小規模事業者が早期に事業再開できるよう、中小機構が仮設工場、仮設店

舗等を設置し、自治体を通じて事業者原則無償で貸し出しを行う事業を実施。6 県 52 市町村において、555 箇所の工事が完成した(2014 年 2 月 21 日時点)。

(ス) 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧等を行う場合に、中小機構と県が協力して、必要な資金の貸付けを行った。

(セ) 高度化貸付の債権放棄・償還猶予・返済期限の延長

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対して、高度化貸付の既往債権について債権放棄を含めその整理を円滑に進めるとともに、償還猶予や返済期限の延長について、要件の緩和、手続の簡素化を行った。

(ソ) 軽トラックを活用した仮設住宅等への移動販売事業

仮設住宅等の被災者の買い物環境を整備するため、また、東日本大震災により既存の販売先を失うなどした中小企業者の販売先確保や早期の事業再開等を支援するため、被災地域に約 100 台の移動販売車両(軽トラック)を配備し、中小企業者に貸出しを行うことにより、中小企業者が行う仮設住宅での販売や各種イベント等での販売を支援した。

(タ) 事業復興型雇用創出事業【平成 25 年度補正：448.0 億円】

被災地で安定的な雇用を創出するため、将来的に被災地に雇用創出の中核となることが期待される事業を行う事業所で、被災者を雇用する場合に産業政策と一体となった雇用面での支援(雇入れにかかる費用(職業訓練・雇用管理等含む。)として助成。)を行う。

(チ) 起業支援型地域雇用創造事業

依然として厳しい雇用情勢が続く中、失業者を事業の対象とし、工場の閉鎖等により雇用情勢が著しく厳しいと都道府県が認める地域などにおいて、地域の産業・雇用振興策に沿って、雇用創出に資する事業を民間企業、NPO 等へ委託し、失業者を雇い入れて実施した。

(ツ) 特別相談窓口等の設置

全国の日本公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構地域本部及び経済産業局に特別相談窓口を設置し、東日本大震災の被災中小企業者等からの経営・金融相談に応じた。

(テ) 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、

一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施した。

(ト) 官公需における被災地域等の中小企業者に対する配慮

毎年度策定する「中小企業者に関する国等の契約の方針」において、2013 年度においても東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮等を盛り込んだ。また、東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のために、以下の施策を実施した。

(A) 2013 年 6 月 25 日、経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、人口 10 万人以上の市の長及び東京特別区の長に対し、「中小企業者に関する国等の契約の方針」の閣議決定に係る要請を行うとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請した。

(B) 地方における「契約の方針」の周知徹底を図るための全国説明会(官公需確保対策地方推進協議会)を 7 月から 8 月にかけて 51 回開催した。

(C) 「官公需契約の手引き」を作成し、国等の機関、地方公共団体の機関及び商工関係団体等に配布した。

(ナ) NEXI による対応

被災者支援として、NEXI では 2011 年 4 月より、罹災した中小企業を対象とした ①保険契約諸手続の猶予、②被保険者義務の猶予・減免、③被保険者の経済的負担の減免措置を実施。また、風評被害への対応として、放射能汚染を理由とした貨物の輸入制限・禁止等による損失のうち、新たな規制が導入されて輸入が制限又は禁止されるケースや仕向国政府による違法又は差別的な対応を受けるケース等、貿易保険によりカバーされる具体的事例を公表。

また、相談窓口を NEXI 内に設置し、貿易保険未加入者も含め、風評被害に関する相談等に応じた。

(ニ) 外国政府・産業界向け説明会の開催

経済産業省、外務省、ジェトロ等の関係省庁及び機関が連携し、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応や、国内のモニタリング及び食品・鉱工業品の安全確保等に関する我が国の取組についての説明会等を国内外で実施した。

(ヌ) 被災者雇用開発助成金

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して 1 年以上雇用することが見込ま

れる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給した。また、対象労働者を 10 人以上雇い入れる事業主に対して助成金を上乘せした。

(ネ) 日本再生人材育成支援事業(被災地復興建設労働者育成支援奨励金)

被災地の復興に必要な建設人材を育成するため、被災三県に事業所を有する建設事業主が建設技術・技能の取得に資する訓練を労働者に受講させた場合に、事業主が負担した訓練経費及び受講に際して負担した宿泊費について助成した。

なお、制度創設の 2013 年 1 月から 2014 年 2 月末までの受給資格認定申請数は 774 件となっている。

(ノ) 放射線量測定指導・助言事業

工業製品等の風評被害への対策として、放射線量測定等に関する指導・助言(原則として、工業製品等の表面汚染測定又は各種分析等に基づく指導・助言及び同測定に関する情報提供等)を行い、被害の実態把握及び分析を実施した。

(ハ) 工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業

被災地域の風評被害を払拭し、被災地域の持続的な復興や地域経済の活性化を図るため、国内外を問わず被災地域産品の販路開拓(ビジネスマッチング、商品開発)を支援した。2013 年度から原子力災害により、放射性物質による深刻かつ多大な被害を受けた福島県及び津波浸水地域に限定した。

(2) 消費税転嫁対策

(ア) 消費税転嫁円滑化等支援情報システム開発事業

中小企業・小規模事業者等が、消費税増税後も取引を適正化し、事業機会を拡大しつつ、雇用の維持や賃金上昇に寄与するため、取引適正化情報システムの開発、支援ポータルサイト「ミラサポ」の機能強化及び IT クラウドを用いたビジネスマッチング等を実現するためのシステム構築の実証を行った。

(イ) 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、2013 年 10 月より「消費税転嫁対策室」を設置、全国に 474 名の転嫁対策調査官を配置し、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行った。また、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報を収集

するため、公正取引委員会と合同で15万事業者を対象に書面調査を実施し、結果を踏まえた要請文書を発出、さらに、立入検査等を実施した。

(ウ) 消費税転嫁対策窓口相談等事業(取引先いじめ防止対策事業)

消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や専門家による出張相談を通じてきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を実施している。

(3) 審議会等における政策の検討等

(ア) “ちいさな企業”成長本部の開催

中小企業・小規模事業者の成長を実現していくため、経済産業大臣を本部長として2013年2月に“ちいさな企業”成長本部を設置。中小企業・小規模事業者、支援機関などの方々から「生の声」を伺い、①地域のリソースの活用、②新陳代謝の促進、③成長市場への参入、④国際展開支援の4つを柱とする「行動計画」を同年6月に取りまとめ、政府の成長戦略である「日本再興戦略」にも反映させた。また、「行動計画」策定後、その着実な実行のため、フォローアップ会合を開催した。

(イ) 「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(小規模企業活性化法)」の施行

中小企業・小規模事業者の約9割を占める小規模企業は、経営資源が脆弱なため、近年、企業数・雇用者数ともに大幅に減少している。他方、小規模企業は地域経済の安定と我が国経済社会の発展に寄与するという観点から重要な意義を有している。このため、小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、施策を集中して講ずることが急務となっている。

そのため、8本の法律改正等を行う「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(小規模企業活性化法)」を2013年9月に施行した。本法律のポイントは、主に以下となっている。

①中小企業基本法の基本理念に、小規模企業の意義として「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与する」ことを規定するとともに、その意義を踏まえた施策の方針を明確化。(中小企業基本法の改正)

②特定の業種について、小規模企業の範囲の変更を政令で行うことができる規定を設けることで、業種の実態を踏まえた対応をとれるようにする。(中小企業信用保険法、小規模企業共済法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の改正)

③信用保証協会の信用保証の対象に、電子記録債権を活用した資金調達を追加する。(中小企業信用保険法の改正)

④ITを活用して、国や都道府県等による支援策や専門家・ビジネスパートナーに関する情報の提供等を行う者の認定制度を設ける。(中小企業支援法の改正)

⑤下請中小企業同士が連携して、自立的に取引先を開拓する計画を国が認定し、支援する措置を設ける。(下請中小企業振興法の改正)

⑥民間金融機関が実施している債務の株式化(DES)を日本公庫等も行えるよう、公庫の業務に追加する。(株式会社日本政策金融公庫法、沖縄振興開発金融公庫法の改正)

また、2013年12月には上記②を受けて、「小規模企業の範囲を弾力化する政令」を制定した。これにより、「中小企業信用保険法」、「小規模企業共済法」、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の3法の対象となる小規模企業者に、宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者が含まれることとなる。

(ウ) 小規模企業基本政策小委員会

小規模事業者の振興のための「基本法」の制定及び小規模企業振興の新たな政策を検討するため、「中小企業政策審議会」に「小規模企業基本政策小委員会」を設置。2013年1月末に本小委員会のとりまとめを行い、報告書をまとめた。

(エ) 「小規模企業振興基本法案(小規模基本法案)」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案(小規模支援法案)」の閣議決定

2012年度の通常国会において、8本の関連法案を一括で改正する「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(小規模企業活性化法)」が成立したが、中小企業基本法の基本理念にのっとりつつ、小規模企業に焦点を当て、小規模企業活性化法を更に一步進める観点から、中小企業政策審議会の下に小規模企業基本政策小委員会を設置し、2013年9月より2014年1月にかけて、7回にわたり審議を行い、その取

りまとめ内容を答申した。

これらの議論内容を踏まえ、小規模企業の振興に関する施策について新たな施策体系を構築する「小規模企業振興基本法案(小規模基本法案)」及び小規模事業者の意欲ある取組を強力に支援するための体制を整備する「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案(小規模支援法案)」を2014年3月に閣議決定し、国会に提出した。

(4) 資金繰り支援

(ア) セーフティネット貸付

セーフティネット貸付のうち経営環境変化対応資金は、社会的、経済的環境の変化の影響等により、一時的に売上高や利益が減少している等の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、7億2,000万円(日本公庫(中小企業事業)、商工中金)、4,800万円(日本公庫(国民生活事業))の範囲内で融資を実施するものである。2012年度補正予算で、経営環境の変化等により一時的に業況が悪化している中小企業・小規模事業者の経営改善を支援するため、経営力強化支援法に基づく認定支援機関等による経営支援を前提としたセーフティネット貸付を創設し、2013年度の貸付実績は、182,187件、3.9兆円(2014年3月末時点)であった。

また、2013年度補正予算では金融機関との取引状況の変化(借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等)により資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者に対して、別枠3億円(日本公庫(中小企業事業)、別枠4,000万円(日本公庫(国民生活事業))の範囲内で融資を実施する金融環境変化対応資金についても経営支援と合わせた制度を創設し、2013年度の貸付実績は、281件、196億円(2014年3月末時点)であった。

(イ) 金融行政における中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化等

金融行政を通じた金融機関による成長分野等への積極的な資金供給及び中小企業の経営改善・体質強化の支援を促進するため、監督方針等に基づき、金融機関による新規融資や経営改善・事業再生支援等への取組状況を重点的に検証するとともに、先進的な取組や広く実践されることが望ましい取組を公表・周知した。

(ウ) 資本性劣後ローンの推進

資本性劣後ローンとは、新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期・一括償還の資金(資本性資金)を供給し、財務基盤を強化することで、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化するものである。

2012年度補正予算において、日本公庫(中小企業事業)では拡充を行い、日本公庫(国民生活事業)では同制度を創設し、更に2013年度補正予算においては日本公庫(国民生活事業)で拡充を行った。その結果、2013年度における資本性劣後ローンの貸付実績は、1,432件、1,075億円(2014年3月末時点)であった。

(注)期限一括償還型の貸付であって、融資を受けた中小企業・小規模事業者が法的倒産となった場合に貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる制度。毎期の決算の成功度合いに応じて金利を変更する等の制度設計とすることにより、当該劣後ローンは、金融検査上自己資本とみなすことが可能となっている。

(エ) セーフティネット保証5号

セーフティネット保証5号は、最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比で一定割合以上減少等の基準を満たす場合に、指定業種に属する中小企業・小規模事業者を対象として、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を実施するものである(100%保証。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。)。2014年2月末までのセーフティネット保証5号の保証承諾実績は、84,982件、1.6兆円であった。

(オ) 借換保証の推進

信用保証協会が、複数の借入債務を一本化し、足下の返済負担の軽減を図るための借換保証を推進。2014年1月に創設した経営改善サポート保証を併せて活用することが可能。2014年2月末までの借換保証の保証承諾実績は、163,652件、3.1兆円であった。

(カ) マル経融資制度

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会議所、商工会、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証・低利で融資を行った。また、①貸付限度額の上限を1,000万円から1,500万円、②貸付期間を、運転資金は5年以内から7年以内に、設備資金は7年以内から10年以内、③据置期

間を、運転資金は6か月以内から1年以内に、設備資金は6か月以内から2年以内に、それぞれ拡充する措置を引き続き実施した。2013年4月から2014年3月末までに、39,303件、1,982億円の融資を実施した。

(キ) 小規模企業等設備導入資金助成制度(設備資金貸付・設備貸与)

信用力や資金調達力が脆弱である小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入を促進するため、各都道府県の貸与機関を通じ、必要な設備資金の半分についての無利子貸付及び必要な設備の貸与を実施した。

(ク) 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進

中小企業に対する資金供給促進のため、NEXIは商工中金等の関係機関と連携し、中小企業から金融機関へ譲渡した付保輸出代金債権に係る保険事故後の回収義務(保険事故が発生し、保険金を受け取った後も、金銭の回収に努める義務)等の被保険者義務の一部免除等を行った。

(ケ) 沖縄の中小企業対策

沖縄振興開発金融公庫(以下「沖縄公庫」という)を活用した沖縄の中小企業対策は日本公庫が行う業務・取組の沖縄公庫の業務範囲に対応するものについては、同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度の拡充を実施した。

(コ) 「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用

中小企業の経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す観点から、2012年3月に取りまとめた「中小企業の会計に関する検討会報告書」に基づき、「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用を推進した。

2013年4月からは、「中小企業の会計に関する基本要領」を会計ルールとして採用する中小企業・小規模事業者に対して、信用保証料率を0.1%割引く制度を開始した。

(5) 財務基盤の強化

(ア) 中小軽減税率の引下げ

中小法人に係る法人税の軽減税率(年所得800万円以下の部分に適用。)について、19%から15%に引き下げる措置を引き続き講じた。

ただし、2012年4月1日から2014年3月31日までの間に開始する事業年度において、復興特別法人税として、

法人税額に10%の付加税が上乘せされる。

(イ) 中小企業投資促進税制

中小企業者等の設備投資を促進し、その生産性の向上を図るため、一定の機械装置等を取得した場合に、その基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置を引き続き講じた。

(ウ) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度

中小企業者等における事務負担の軽減等を図るため、中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合において全額損金算入(合計年300万円を限度。)を認める措置を引き続き講じた。

(エ) 欠損金の繰越控除・繰戻還付

当期の事業年度に生じた欠損金については、一定期間内に限り、翌期以降の事業年度の所得金額から繰越欠損金として控除することができる。また、中小法人の当期の事業年度に生じた欠損金について1年間の繰戻還付を受けることができる措置を引き続き講じた。

(オ) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

平成25度税制改正により、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化に資する設備投資を促進し、これらの産業の活性化を図るために、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が経営改善に関する指導及び助言を受け、その指導及び助言を受けて一定の金額以上の建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置を創設した。

(カ) 交際費等の損金不算入の特例

2013年度税制改正により、中小法人が支出した交際費等について600万円を上限としてその90%の損金算入を認める措置について、定額控除上限を600万円から800万円に引き上げるとともに、定額控除上限までの損金不算入措置(10%を損金不算入とする措置。)を廃止した。

(キ) 産業競争力強化法に基づく創業や中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置

産業競争力強化法に基づき、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援事業計画を作成し、国の認定を受けた場合において、創業者が当該認定計画に位置づけられた特定創業支援を受け、株式会社を設立する際には、登記にかかる登録免許税を半減にする措置を講じた。また、

産業活力再生特別措置法に基づき、中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者に対して、会社の設立・不動産の取得等にかかる登録免許税の軽減措置を実施していたが、産業競争力強化法の施行に伴い、引き続き軽減措置を適用し、適用期限を2016年3月31日までとした。

(ク) 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施している。2014年1月末現在の投資残高は、2,286社、757億円となった。

(6) 経営安定対策

(ア) 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済制度)

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権が回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを行う制度である。2013年12月末現在で34.8万社が在籍しており、2013年4月から12月までの新規加入者、新規貸付金額はそれぞれ、2.8万社、86億円に上った。

(イ) 経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」が設置されている。本相談室において倒産防止に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を支援した。

(ウ) 中小企業BCP普及の促進

BCPを中小企業・小規模事業者により普及・定着させるため、新たにBCP運用の経営効果を評価する方策等を策定するとともに、普及支援体制の充実を図るため、中小企業関係団体等が実施する支援担当者向けBCP研修・セミナーを支援した。また、日本公庫が実施するBCP融資制度について、中小・小規模事業者が地域と連携し、BCPと地域防災への協力を一体として取り組む場合に、融資対象の拡大や金利の優遇などの拡充措置を講じた。

〔融資実績〕(2013年4月～2014年1月):件数 81件、74.0億円(うち新設制度2件、2.5億円)

(エ) ダンピング輸入品による被害の救済

貿易救済措置のうちAD措置は、他国企業から我が国に不当に安い価格で輸入されること(ダンピング輸入)により、国内産業が損害を受けた際に、国内産業からの申請を受けて政府が調査を実施した上で関税の賦課により、公正な市場競争環境を確保する措置である。インドネシア産カットシート紙及び南アフリカ、中国及びスペイン産電解二酸化マンガンについてAD調査を実施し、前者については課税しないことを、後者については課税期間を延長することを決定した。また、中国産トルエンジイソシアナートについてAD調査を開始した。その他、企業への説明会やWTO協定整合的にAD調査を行うための調査研究を実施した。

(7) 官公需対策

(ア) 「中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定

官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標比率等を策定するものであり、2013年度においては、その比率を56.6%とし、6月25日に閣議決定を行った。中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための措置として、新たに原材料価格等の上昇により影響を受ける中小企業・小規模事業者への配慮、価格以外の品質や機能を評価する入札制度である「総合評価落札方式」の適切な活用及び新規開業者及び創意工夫ある中小企業・小規模事業者への配慮等を盛り込んだ。

また、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のために、以下の施策を実施した。

(A) 2013年6月25日、経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、人口10万人以上の市の長及び東京特別区の長に対し、「中小企業者に関する国等の契約の方針」の閣議決定に係る要請を行うとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請した。

また、2014年2月6日、「好循環実現のための経済対策(2013年12月5日閣議決定)」を踏まえた2013年度補正予算の成立を受け、中小企業庁長官から各府省等の長、都道府県知事及び全市区町村の長に対し、同様の要請を行った。

(B) 地方における「契約の方針」の周知徹底を図るための全国説明会(官公需確保対策地方推進協議会)を7月から8月にかけて51回開催した。

(C) 「官公需契約の手引き」を作成し、国等の機関、地

方公共団体等の機関及び商工関係団体等に配布した。

(イ) 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための「官
公需情報ポータルサイト」

中小企業・小規模事業者が官公需に関する受発注情報を
入手しやすくするため、国等がホームページで提供してい
る発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手で
きる「官公需情報ポータルサイト」を運営した。2013 年
1 月末までのアクセス件数は 229,238 件に上った。また、
2013 年度補正予算により、より情報収集機能・検索機能
を強化し、更に小規模企業がより迅速的確に入手できるよ
う支援するため、新たなシステムの開発に着手した。

(8) 人権啓発の推進

(ア) 人権啓発

中小企業・小規模事業者等に対して、人権尊重の理念を
広く普及させ、人権意識の涵養を図るため、民間団体等や
地方公共団体に委託し、講演会の開催、パンフレットの作
成等を実施した。

3. 6. 業種別・分野別施策

(1) 中小農林水産関連企業対策

(ア) 6次産業化の推進

(A) 農林漁業成長産業化ファンドの本格始動

株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、6次産業化に取り組む事業者への成長資本の提供と経営支援を一体的に実施した。

(B) 6次産業化ネットワーク活動交付金

地域における農林漁業者と多様な事業者とのネットワーク構築を通じた6次産業化の取組を推進するため、取組を先導する人材の育成・派遣、ネットワークによるプロジェクトの調査・検討、プロジェクトに必要な機械・施設整備や新商品開発・販路開拓等への支援を行った。

(C) 6次産業化支援事業

6次産業化に取り組む農林漁業者等に対し、経営の発展段階に即した個別相談等を実施するための体制整備を行うとともに、農林漁業者等による新商品開発・販路開拓等の取組や、農林水産物の加工・販売のための機械・施設、生産機械・施設等の整備への支援を行った。

(D) 知的財産の総合的活用の推進

知的財産を活用した地域活性化の新たなビジネスモデルの構築、知的財産の発掘・保護・活用等による新事業創出、海外における我が国地名等の第三者による商標登録の防止、農産物のDNA品種識別技術の実用化等の取組を支援した。

(E) 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進した。

(イ) 中小農林水産事業者向け支援

(A) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資した。

(B) 木材加工設備導入利子助成支援事業

品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するための機械設備の導入等に必要な借入金の利子を助成した。

(C) 森林・林業再生基盤づくり交付金による木材産業の体制整備への支援

地域材の利用拡大を通じた林業・木材産業の振興、活性化を図るため、品質・性能の確かな地域材製品の安定的な供給を行う場合に必要となる木材加工流通施設等の整備に対し支援した。

(D) 強い農業づくり交付金及び産地活性化総合対策事業による乳業再編整備等への支援

乳業工場の広域的な再編・合理化の更なる促進を図るとともに、高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への生産集約等に対して支援した。

(E) 食品の製造過程の管理の高度化に関する支援

食品の安全性の向上と消費者の信頼を確保するため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、HACCP導入のための施設・設備の整備への金融支援を行った。（食品産業品質管理高度化促進資金）

(ウ) 研究開発等横断的分野等における支援

(A) 競争的資金等により、以下の事業を実施した。

①イノベーション創出基礎的研究推進事業（継続課題のみ実施）

②農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

農林水産・食品分野の諸課題の解決や革新的な技術の開発につながる技術シーズ（新技術や新事業・アグリビジネスの創出につながる技術要素）を開発するための基礎段階、創出されたシーズを基に、実用化段階の研究開発に向けて発展的に進めるための応用段階、国の重要施策や農林水産・食品分野の多様なニーズに対応した技術の実用化段階の各段階における研究開発を推進した。

③民間実用化研究促進事業（新規採択は2010年度で終了）

(B) 日本公庫による各種融資

①特定農産加工業者の経営改善、②特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用の推進、③食品製造業者等と農林漁業者等の安定取引関係構築及び農林漁業施設の整備等、④乳業施設の改善、⑤水産加工業の体質強化等の推進に対して融資した。

(2) 中小運輸業対策

(ア) 倉庫業への支援

経済・社会環境の変化の中で高度化する物流ニーズに対

応すべく、物流総合効率化法等により効率的な物流や3PL事業を促進し、施設における物流機能の高度化の推進を行った。

(イ) 内航海運・国内旅客船事業対策

(A) 海上交通の低炭素化等総合事業

陸上輸送と比べて環境負荷の低い内航海運・フェリーの更なる低炭素化を推進することにより、選択される環境産業への転換を図るため、船舶運航事業者等が行う省エネ効果の高い機器の導入等に対して補助を行った。

(B) 内航海運暫定措置事業

内航海運暫定措置事業の円滑かつ着実な実施を図るため、同事業に要する資金について政府保証枠の設定による支援措置を講じた。

(C) 船舶共有建造制度を活用した環境にやさしく効率性の高い内航船の建造促進

内航海運業の活性化を図るため、鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度を活用し、スーパーエコシップ等の環境にやさしく効率性の高い船舶の建造を促進した。スーパーエコシップについては、2013年12月末現在、23隻が就航済みであり、2隻が建造予定である。

(ウ) 中小造船業・船用工業対策

(A) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組むほか、経営技術の近代化に向けた講習会を全国8か所で実施するとともに労働災害の防止に向けての統括安全衛生責任者研修会を全国8か所で実施した。さらに、鉄道・運輸機構による新技術の実用化に向けた支援(5件)等を通じ、技術力の強化等に取り組んだ。

(B) 今般の東日本大震災では、東北の太平洋側に位置する37の造船所全てと多くの造船関連事業者が壊滅的な被害を受けたところ。「中小企業等復旧・復興支援(グループ化)補助事業」の活用支援や、設備の早期復旧に必要な資機材の調達支援を行った。また、被災地域の水産業に大きく貢献する地元造船産業の復興を促進するため、地域基幹産業である水産業に貢献し、地盤沈下により復興が困難な中小造船関連事業者の集約等に対し、事業者により共有される建造・修繕施設、係留施設等の施設の建設費等に対して補助を行うため基金を設置し、補助金制度を創設した

(C) 我が国海洋産業の戦略的育成のための海洋資源開発技術や船舶からのCO₂を削減する世界最先端の海洋環境技術の技術研究開発費に対し34件(うち、中小企業の参加するプロジェクトは15件)の補助を行った。

(3) 中小建設・不動産業対策

(ア) 建設企業のための経営戦略アドバイザー事業

中小・中堅建設企業の新事業展開、企業再編・廃業等の経営上の課題を支援するため、経営戦略相談窓口を設置し、中小企業診断士や公認会計士等専門家によるアドバイスを実施(相談支援)。このうち、特に新事業展開、企業再編・廃業であり、他企業に対するモデル性のある案件に関してはこれらの専門家による支援チームを組成し、経営改善計画の策定等の目標達成まで継続支援(重点支援)。

2013年度においては、相談支援を拡充し、経営アドバイスと技術アドバイスを一体として実施することにより、建設企業の新事業展開等の取組に対する支援を強化。加えて、重点支援を拡充し、建設業のもつノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部を支援。

(イ) 建設業における金融支援の拡充

(A) 地域建設業経営強化融資制度の延長

元請建設企業の資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅元請建設企業が公共工事の請負代金債権等を担保にして資金を調達する際に、当該調達資金の金利等について助成を行う「地域建設業経営強化融資制度」について、2014年度末まで事業期間を延長した。

(B) 下請債権保全支援事業の延長

下請建設企業等の債権保全及び資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保全する場合に、そのリスクを軽減する損失補償を実施し、また、当該下請建設企業等が負担する保証料について助成を行う「下請債権保全支援事業」について、2014年度末まで事業期間を延長した。

(C) 建設業災害対応金融支援事業の延長・拡充

建設企業の災害対応能力の向上を図るため、国又は地方公共団体と災害協定を締結している中小・中堅建設企業等が借入・割賦により一定の建設機械を購入する際に、当該調達資金の金利について助成を行う「建設業災害対応金

融支援事業」を2014年度末まで事業期間を延長するとともに、助成の対象機種を3機種から41機種に拡充した。

(ウ) 建設業の海外展開支援【25年度予算：0.4億円】

(A) 海外展開支援アドバイザー事業・海外展開経営塾

意欲・能力はあるが海外展開ノウハウが不足している地方・中小建設企業への支援として、専門家による海外展開支援アドバイザー事業及び地方・中小建設企業の経営者層を対象とした海外展開経営塾(計5回)の開催、メールマガジンの配信を実施した。

(B) 海外建設市場データベース

進出先国の市場動向等の有益な情報を一元的に提供するために構築したデータベースについて、情報提供の対象国・地域を拡大するとともに、提供する情報の種類を増やした。

(エ) 中小不動産業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施した。

(オ) 地域における木造住宅生産体制強化事業(地域型住宅ブランド化事業)

地域材等資材供給から設計・施工に至るまでの関連事業者からなるグループによる、木造の長期優良住宅の整備に対して支援を行った。

(カ) 不動産流通市場の整備

宅建業者とリフォーム業者、インスペクション業者等の関連事業者の連携による、中古住宅流通市場活性化のための新たなビジネスモデルの検討、普及活動に対して支援を実施した。

(キ) 木造住宅施工能力向上・継承事業

木造住宅の施工に関する住宅生産事業者の能力の向上及び技術の継承に対する支援を行った。

(4) 生活衛生関係営業対策

(ア) 生活衛生関係営業対策

生活衛生関係営業(生衛業)の振興を図るため、生活衛生営業指導センターにおいて、以下の事業を実施した。

(A) 情報化整備事業：これまで生活衛生営業指導センターで蓄積した融資関係、統計関係等の情報を相互に利用できるネットワークシステムを運営し、適切かつ迅速に営業者に情報提供を実施した。

(B) 後継者育成支援事業：生衛業の後継者確保に関する取組を支援するため、若年者の生衛業への就職促進を目的としたインターンシップ制を導入するためのモデル的事業を実施した。

(C) 健康・福祉対策推進等事業：近年の新型インフルエンザ、レジオネラ症等感染症の発生に対応できる体制を整えることにより、生衛業における衛生水準の維持向上を図る事業を実施した。

(D) 相談・指導事業：経営指導員等が生衛業者に対して経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談や指導を実施した。

(イ) 生活衛生関係営業に関する貸付

日本公庫及び沖縄公庫において、振興計画に基づき営業を行う生活衛生関係営業者に対し、低利融資を行った。また、生活衛生同業組合や都道府県生活営業指導センターの特別相談員や経営指導員が経営指導を行うことによって、日本公庫が無担保・無保証人で融資を行った(衛経融資)。

2013年度補正予算において、耐震化支援に係る融資制度の拡充など生活衛生関係営業者の資金繰りの支援のための制度拡充を行った。さらに、衛経については、2014年1月7日から、旅館業及び興行場営業における貸付対象となる従業員数要件を従来の5人以下から20人以下に変更した。

(5) 環境・エネルギー対策

(ア) 中小企業等の温室効果ガス削減量を認証する制度(J-クレジット制度)における手続等支援

国内クレジット制度とJ-VER制度を発展的に統合したJ-クレジット制度は、中小企業等の設備投資による温室効果ガスの排出削減量をクレジットとして認証する制度であり、制度運営や事業計画の作成支援等を実施した。また、本事業では、カーボンフットプリント(CFP)制度で「見える化」された製品のCO2排出量をクレジットにより埋め合わせるカーボン・オフセットの仕組みの基盤整備を実施し、J-クレジット制度の下で創出されるクレジットの需要開拓も推進した。本事業により、中小企業等の省エネ低炭素投資を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を図った。

(イ) CO2排出量の「見える化」とクレジットの活用による環境配慮型事業活動の促進

中小企業等の事業者が製品を生産する際などに排出す

るCO₂をカーボンフットプリント制度により算定し、当該排出量分をクレジットで相殺(オフセット)した場合に、当該製品等に専用のラベルを貼付することでカーボン・オフセット製品等の普及を支援した。さらに、ラベルを収集することで、学校などの地域団体に環境に優しい製品・サービスが還元される仕組みを構築し、消費者に環境配慮製品の購買促進を図り中小企業・小規模事業者等の環境に配慮した事業活動を後押しした。本制度には13事業者22件が参加した。

(ウ) 環境・エネルギー対策資金(公害防止対策関連)

中小企業の公害対策を促進するため、公害防止設備を導入する事業者に対して日本公庫による低利融資を行う制度である。2013年度においては、措置期間を2014年3月31日まで延長した。

〔融資実績〕(2013年4月～2014年1月)

	件数	金額
大気汚染関連	5件	121百万円
水質汚濁関連	8件	259百万円
産業廃棄物・リサイクル関連	72件	3045百万円
自動車NO _x ・PM法関連	12件	331百万円

(エ) 公害防止税制

公害防止税制は、中小企業を含む事業者の公害防止対策に対する取組を支援するため、公害防止設備についての固定資産税の課税標準の特例及び、公害防止用設備を取得した場合の特別償却等の措置を講じるものであり、2013年度についても、引き続き本特例を措置した。

(オ) エネルギー使用合理化事業者支援事業

事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新の費用について補助を行った。また、中小企業等の取組に対して重点的に支援を行った。

(カ) エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業

事業者による省エネ設備の導入やトップランナー機器の設置を促進するため、事業者が民間金融機関等から融資を受ける際に、利子補給を行った。

(キ) 省エネルギー対策導入促進事業

中堅・中小事業者等に対し、省エネポテンシャル等の導出を始めとした診断事業等を実施した。また、地方公共団体等が参加費無料で開催する省エネ等に関する説明会や

セミナー等に、省エネ・節電の専門家を無料で派遣した。

(ク) 環境関連投資促進税制

エネルギー安定供給の確保と低炭素社会の実現を目指し、企業に幅広く利用される省エネ効果・CO₂削減効果の高い設備の取得に対する、環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)を2011年6月30日に創設した。

本制度においては、青色申告書を提出する個人及び法人が対象設備を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に、取得価額の30%の特別償却(太陽光発電設備、風力発電設備については即時償却が可能)又は7%の税額控除(中小企業者等に限定)の選択が可能である。

2013年度税制改正において、熱電併給型動力発生装置においても即時償却を可能とし、一部の対象設備を追加し、更に適用期限を2014年3月末から2016年3月末までに延長した。(即時償却については平成27年3月31日までの期間内に取得等して、その日から1年以内に事業の用に供した場合に適用可能。)

(ケ) エネルギー使用合理化等事業者支援補助金(小規模事業者実証分)(25年度予算:5.0億円)

小規模事業者による省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入に要する経費の一部を補助することにより、小規模事業者における省エネルギーを推進する。2013年度においては、921件の取組を支援。

(コ) 地域低炭素投資促進ファンド創設事業

一定の採算性・収益性が見込まれるものの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援する「地域低炭素投資促進ファンド」を造成した。

(サ) 家庭・事業者向けエコリース促進事業

低炭素機器の導入に際して多額の初期投資費用(頭金)を負担することが困難な家庭及び事業者(中小企業等)について、頭金なしの「リース」という手法を活用することによって低炭素機器の普及を図った。

(シ) エコアクション21

「エコアクション21」は、中堅・中小事業者等にも取り組みやすい環境経営システムとして環境省が策定したもので、2013年12月末時点で認証・登録事業社は8,000を超えた。また、中堅・中小企業のCO₂削減を促進すべく、

新たなプログラムを策定した。

(6) IT 化の促進

(ア) 政府系金融機関の情報化投資融資制度(IT 活用促進資金)

中小企業における IT・デジタルコンテンツの普及変化に関連した事業環境の変化に対応するため、日本公庫による融資を着実に実施した。

(イ) 中小企業の IT 経営促進

IT による地域経済の活性化を目的に、企業規模や業種、地域性等多様な環境にある地域の中小企業等が実践する IT 経営(IT を活用した企業経営、新商品・新サービスの開発、企業間連携によるイノベーション創出。)を持続的に推進するため、中小企業 IT 経営力大賞の実施による成功事例の収集やポータルサイトを通じた積極的な普及等を行った。

(ウ) 戦略的 CIO 育成支援事業

IT を活用した経営戦略の策定等のアドバイスと CIO 候補者育成のため、中小企業・小規模事業者に対して中小機構が専門家の派遣を実施した。

(7) 知的財産対策

(ア) 特許出願技術動向調査

研究開発戦略や知的財産戦略の構築を支援するために特許出願動向等について調査を行い、特許庁ホームページ等を通じて情報発信している。

2013 年度は、「幹細胞関連技術」等のライフイノベーション関連技術や「次世代二次電池」等のグリーンイノベーション関連技術、「熱電変換技術」等の未来開拓研究(10 年後の実用化を目指した国家プロジェクト)の関連技術等の 13 の技術テーマについて実施した。

(イ) 地域中小企業外国出願支援事業(外国出願費用負担の軽減)

中小企業者の戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業センターを通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、外国への出願にかかる費用(外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等)の一部を助成した。2013 年度の採択件数は 394 件に上った。

(ウ) 知的財産権制度に関する普及

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向けと、特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向けの説明会を行っている。2013 年度は、初心者向け説明会を 47 都道府県で 56 回開催した。

(エ) 中小企業知的財産権保護対策事業

海外展開を図る我が国中小企業の知的財産権保護を図る観点から、ジェトロが有する海外ネットワークを活用して、中小企業の個別要望に基づいた知的財産権の侵害状況調査等の実施を支援するとともに、調査に要する経費の一部を補助した。2013 年度の採択件数は 11 件であった。

(オ) 特許戦略ポータルサイト

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトでは、パスワード交付申込みのあった出願人に対し、インターネットを通じて、自社の直近 10 年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供している。パスワード交付申込みのあった企業数は、2014 年 3 月末現在で約 1,250 社となっている。

(カ) 中小企業向けの特許料等の軽減

積極的に研究開発を行う中小企業等に対し、審査請求料や特許料(第 1 年分から第 10 年分)を半額に軽減する措置を引き続き実施した。

(キ) 早期審査・早期審理制度

出願人や審判請求人が中小企業者の場合、通常に比べ早期に審査又は審判を受けられるようにする早期審査・早期審理を実施した。また、2011 年 8 月から 1 年間の運用となっていた震災復興支援早期審査・早期審理について、2012 年 8 月以降も、当面の間、継続することとした。

(ク) 中小企業の知財に関するワンストップサービスの提供(知財総合支援窓口)

中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを提供するため、「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置し、窓口支援担当者を配置した。

また、専門性が高い課題等には知財専門家を活用し、協働で解決を図るほか、中小企業支援機関等との連携、知財を有効に活用できていない中小企業等の発掘等を通じて、中小企業等の知財活用の促進を図った。2013 年度の窓口

利用件数は124-647件に上った(2014年1月末現在)。

(ケ) 新興国等知財情報データベース

新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトであり、新興国等を対象に出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供している。

2013年度は、新たにASEAN、BRICs諸国(主にシンガポール、ベトナム、マレーシア、ブラジル、ロシア)を中心に記事を作成した(2014年2月末現在:掲載記事数649件)。

(コ) 知的財産情報の高度活用による権利化推進事業

独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において、海外での事業内容や海外展開先の状況・制度等に応じた知的財産戦略策定等、中小企業の海外における事業展開を知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家(海外知的財産プロデューサー)を派遣している。2013年度は、6人の海外知的財産プロデューサーにより、222者(2014年2月末現在)の支援を行った。

(サ) 出張面接審査

全国各地の中小・ベンチャー企業等の方々への支援を目的として、全国各地の面接会場に審査官が出張して面接審査を行った。

3. 7. 中小企業・小規模事業者施策の効果的な実行に向けて

(1) 経営支援体制の強化

(ア) 中小企業連携組織支援対策推進事業

中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会を通じて、経営革新・改善に取り組む組合等に対して、その実現化等に要する経費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、指導員向けの研修等も支援した。

(イ) 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援

中小企業が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等が共同で取り組む事業に対し、中小機構と都道府県が協調し、事業計画への診断・アドバイスを行うとともに、必要な設備資金について長期・低利(又は無利子)の貸付を行った。

(ウ) 中小企業経営力強化資金

創業又は事業拡大、新分野開拓等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者に対し、それぞれの企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな支援を行うため、認定支援機関の支援(事業計画の策定支援・実行支援等)を受けることを前提とした、日本公庫の低利融資を創設し、中小企業・小規模事業者の経営力や資金調達力の強化を支援した。また、2014年2月に女性・若者・シニア創業者に対する金利の深掘りを行うこととした。2013年度は3,742件、221億円の融資を実行した。

(エ) 中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業

中小企業・小規模事業者等の新たなビジネス創造や、経営改革等をサポートするため、100万以上の中小企業・小規模事業者や起業を目指す者と、1万以上の専門家等が参画し、時間・場所にとらわれずに自由に経営・起業に関する情報交換や相談等ができる支援ポータルサイト「ミラサポ」を運営するとともに、高度な経営分析等の支援を行う専門家の派遣を実施した。

(2) 調査・広報の推進

(ア) 施策の広報

中小企業施策を広報するため、施策のポイントをまとめたパンフレットやチラシを作成し、各地方公共団体や中小企業支援機関等に配付したほか、イベント「一日中小企

業庁」の開催等により、広く広報を実施した。

(A) 冊子類の発行

中小企業施策を網羅した「施策利用ガイドブック」、施策別のパンフレットを作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布した。

(B) チラシの発行

「資金繰り」、「海外展開支援」、「人材支援」等、補正予算関連のチラシを作成し、冊子類と同様広く配布した。

(C) 「一日中小企業庁」の開催

開催地の都道府県と中小企業庁が共催し、地元中小企業者の方々に最新の施策を説明し、理解を深めていただくとともに、意見交換や交流の場を設け、今後の中小企業施策の見直し・拡充等に反映させるイベントを開催した。

昭和39年度以来、毎年度開催しており、2013年度は、千葉県、群馬県において開催した。

(D) インターネットを活用した広報

①ホームページによる広報

中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、印刷を行ったチラシ、冊子等を公表した。2013年度は、年間約4,200万ページビューのアクセスがあった。

②メールマガジン

各中小企業支援機関と連携し、元気な中小企業の紹介、施策情報、地域情報、調査・研究レポート等の情報をメールマガジン登録者に、毎週水曜日に配信した。メールマガジン登録者数は、約83,000件(2014年3月末現在)。

③モバイル中小企業庁

携帯電話専用の中小企業施策検索サイトを運営し、最新の中小企業支援策等の情報提供を行った。年間約1万ページビューのアクセスがあった。また、毎週水曜日に携帯版メールマガジンを配信した。登録件数は約2,800件(2014年3月現在)。

(E) J-Net 21(中小企業ビジネス支援ポータルサイト)

中小企業支援に関するポータルサイトを運営し、必要な情報源にスムーズに到達できるサービス体制を提供した。2013年度は、年間約5,800万ページビューのアクセスがあった。

(イ) 中小企業白書の作成等

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法

第 11 条の規定に基づく年次報告等(2013 年(2013 年)版中小企業白書)を作成するとともに、規模別製造工業生産指数の作成等を行った。

(ウ) 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第 10 条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施した。

(エ) 中小企業景況調査の公表(継続)

中小企業の景気動向を把握するため、四半期ごとに中小機構が実施する中小企業景況調査の公表を行った。